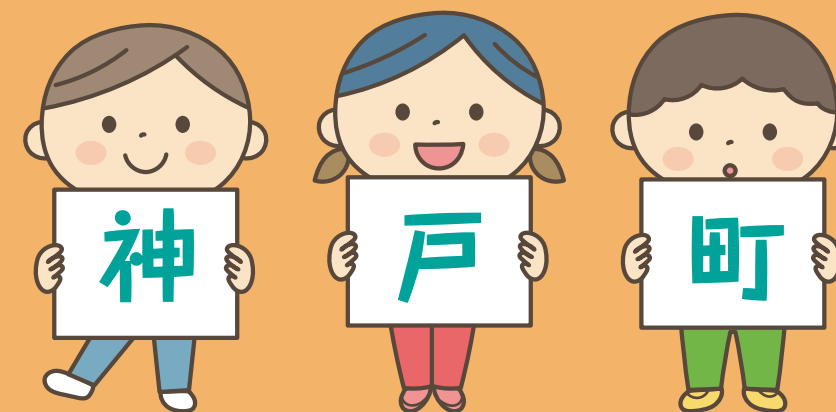




神戸町こども計画 みんなで育む子どもの輝くまち



みんなで育む子どもの輝くまち

令和7年3月
神戸町

令和7年3月
神戸町

もくじ

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4

第2章 子ども・子育て等の現状とニーズ

1 子どもを取り巻く現状と課題	6
2 子育て世帯を取り巻く現状と課題	15
3 地域社会の現状と課題	20
4 子育て支援の現状とニーズ	24
5 課題の整理	34
I 子どもを取り巻く課題	34
II 子育て世帯を取り巻く課題	34
III 地域社会における課題	35

第3章 基本的な考え方

1 基本理念	36
2 基本目標	37
3 施策体系	40

第4章 子ども・子育て施策の展開

基本目標Ⅰ 「子どもの幸せ」を願い 子どもを大切に育みます	41
基本目標Ⅱ 「親の幸せ」につながる 子育てを切れ目なく支えます	51
基本目標Ⅲ 「地域の幸せ」に向け 地域の子育て力を高めます	60

第5章 子ども・子育て支援事業の円滑な実施

1 制度の概要	67
2 教育・保育提供区域の設定	69
3 子ども人口の推計	69
4 事業の量の見込みと確保方策等	70
I 教育・保育（子ども・子育て支援給付）	70
II 地域子ども・子育て支援事業	74

第6章 計画の推進に向けて

1 推進体制	90
2 進捗管理	91

資料編

1 計画策定の経過	92
2 神戸町子ども・子育て会議	93

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

神戸町では、「子ども・子育て支援法」と「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「神戸町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和6年度まで2期10年間にわたり各種事業の推進に取り組んできました。

しかし、全国的な状況と同様、少子化の流れを変えるには至っておらず、子育てにおいては、支援のさらなる充実に加え、経済的な不安定さ、仕事と家庭の両立の難しさなどから生ずる不安や負担の解消が課題となっています。

また、子どもにおいては、そうした状況等を背景とした貧困や虐待のほか、ヤングケアラーなどの制度の狭間にある問題、学校等でのいじめや不適切な指導などから子どもを守る権利擁護が重要な課題となっています。とりわけ、今を生きる子どもたちやこれから生まれてくる子どもたちが将来に夢や希望を抱き、心身ともに健やかに過ごすことのできるまちづくりを進めていくことが、少子化の流れを変えていくきっかけになります。

こうした状況を踏まえ、国において各種法律・制度の整備が進められる中、令和4年6月に「こども基本法」が制定され、令和5年12月には、同法に基づき、こども施策を総合的に推進するための「こども大綱」が決定されました。「こども基本法」と「こども大綱」は、日本国憲法や子どもの権利条約の精神にのっとり、次代を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長し、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的、精神的、社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会をめざしています。市町村には、こうした社会の実現に向けた「こども大綱」や「都道府県こども計画」を踏まえた計画策定が求められています。

そこで、これまで各種事業の展開を図ってきた「神戸町子ども・子育て支援事業計画」を引き継ぎつつ、「こども大綱」や「岐阜県こども計画」を踏まえ、「神戸町こども計画」を策定し、神戸町における子ども・子育て施策を総合的、計画的に推進します。

図表1－1 近年の主な法整備等の状況

年 月	動 向
令和3年6月	・「育児・介護休業法」等の一部改正 →産後パパ育休（出生時育児休業）の創設や育児休業の分割取得など、育児休業を取得しやすい環境整備が図られる。
令和4年6月	・「児童福祉法」等の一部改正 →市町村における「こども家庭センター」の設置のほか、子育て家庭への支援、児童発達支援等の充実が図られる。 ・「こども基本法」の制定 →市町村において、「こども大綱」や「都道府県こども計画」を勘案し、当該市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとされる。
令和5年12月	・「こども大綱」の決定 →「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども施策の基本的な方針等が定められる。 ※「少子化社会対策基本法」や「子どもの貧困対策の推進に関する法律」などに基づく大綱を包含
令和6年5月	・「次世代育成支援対策推進法」等の一部改正 →次世代育成支援対策推進法の有効期限が10年間（令和17年3月31日まで）延長される。
令和6年6月	・「子ども・子育て支援法」等の一部改正 →「こども誰でも通園制度」の創設など、子ども・子育て世帯を対象とする支援が拡充される。 →あわせて、「子ども・若者育成支援推進法」が改正され、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者として「ヤングケアラー」が明記される。 ・「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正 →法律名が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」となり、「子どもの貧困対策」から「こどもの貧困の解消に向けた対策」へと取り組みが強化される。

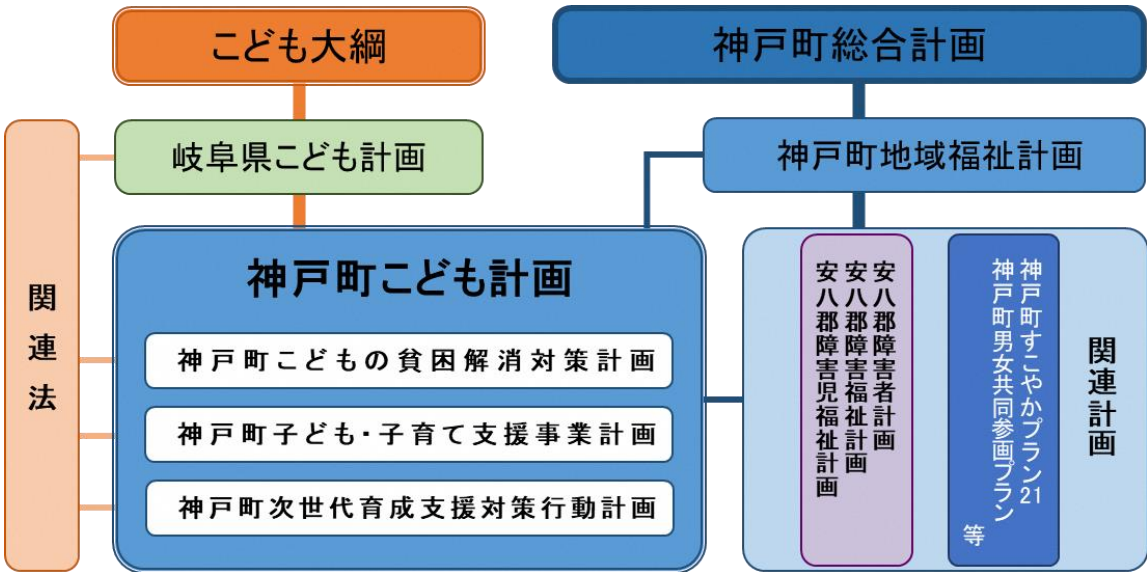
★2 計画の位置づけ

この計画は、「こども基本法」第10条第2項に定める「市町村こども計画」です。

したがって、この計画は、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に定める「市町村計画」を含み、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に定める「市町村行動計画」と一体的に策定、推進します。

なお、この計画は、「こども大綱」や「岐阜県こども計画」を踏まえつつ、神戸町総合計画を上位計画とし、地域福祉計画をはじめ、健康増進計画（「すこやかプラン21」）、男女共同参画計画（「男女共同参画プラン」）などの本町の関連計画、安八郡3町で協力して策定している障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画との整合や連携を図り、策定、推進します。

図表 1－2 計画の位置づけ



3 計画の期間

「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と「次世代育成支援対策推進法」に基づく「市町村行動計画」の期間は、5年と定められています。

したがって、この計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、国の動向や社会情勢の変化などにより、必要に応じて、中間に計画の見直しを行います。

第2章 子ども・子育て等の現状とニーズ

ここでは、各種統計データや令和5年度に実施した「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」の結果から、子どもや子育て家庭、地域社会等における現状やニーズ等についてみていきます。

なお、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の実施概要は以下のとおりです。

図表2-1 「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の実施概要

就 学 前 児 童	調査対象者	就学前児童の保護者（ただし、就学前児童が2人以上いる場合は末子）			
	調査方法	・町内幼稚園の園児の保護者には、幼稚園を通じて調査票を配布、回収 ・町外施設の園児と未就園児の保護者には、郵送により調査票を配布、回収			
	調査期間	令和6年1月9日～22日			
	回答結果	配布数	回収数	有効回答数	有効回答率
		524	339	339	64.7%
小 学 生	調査対象者	小学生の保護者全数（ただし、小学生が2人以上いる場合は長子）			
	調査方法	・町内小学校の児童の保護者には、小学校を通じて調査票を配布、回収 ・町外小学校の児童の保護者には、郵送により調査票を配布、回収			
	調査期間	令和6年1月9日～22日			
	回答結果	配布数	回収数	有効回答数	有効回答率
		646	540	540	83.6%

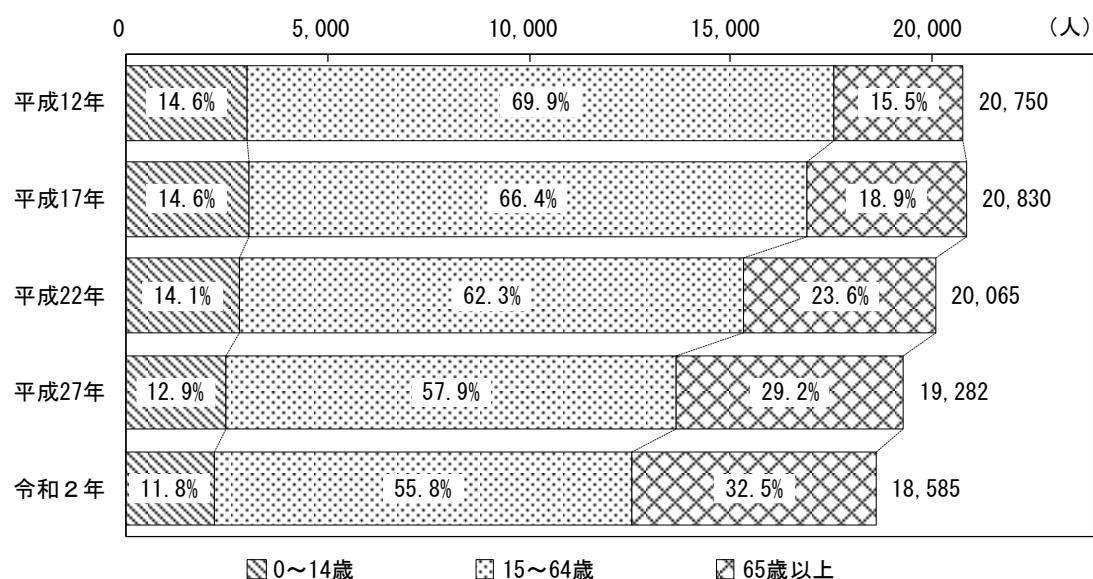
1 子どもを取り巻く現状と課題

(1) 人口

神戸町の総人口は、国勢調査によると、平成17（2005）年の20,830人をピークに減少に転じ、令和2（2020）年には18,585人となっており、14歳以下の年少人口が11.8%、15歳以上64歳以下の生産年齢人口が55.8%、65歳以上の高齢者人口が32.5%と、少子高齢化が進みつつあります。年少人口の割合は、総人口がピークを迎えた平成17（2005）年まで維持してきものの、平成22（2010）年以降は低下を続けています。

なお、全国の人口の割合は、14歳以下が11.9%、15歳以上64歳以下が59.5%、65歳以上が28.6%となっており、これと比較すると、神戸町は、高齢者人口の割合がやや高く、生産年齢人口の割合がやや低くなっていますが、14歳以下は同程度です。

図表2-2 人口の推移（各年10月1日）

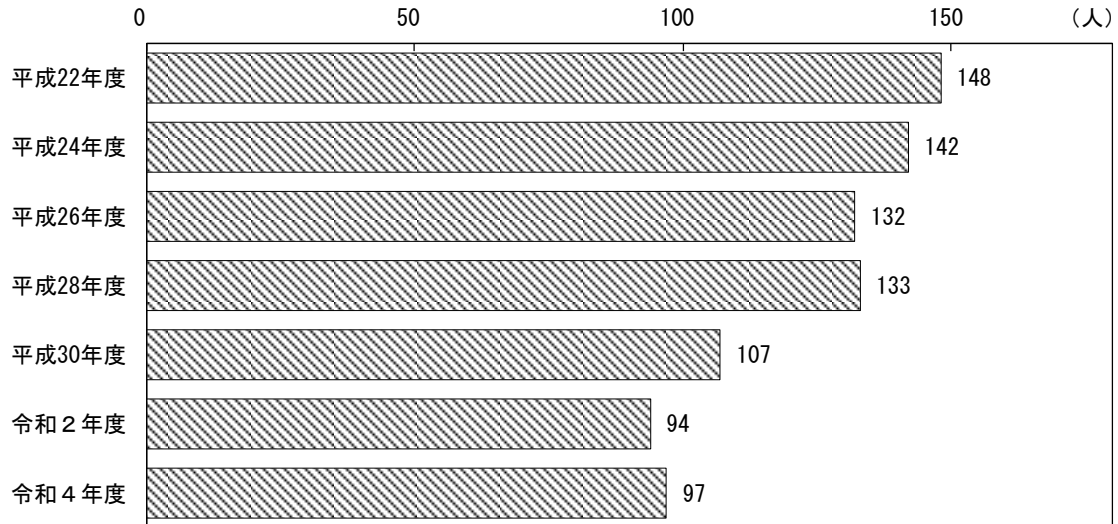


資料：国勢調査

(2) 出生の状況

出生数は、平成30（2018）年以降に大きく減少し、100人前後で推移しています。

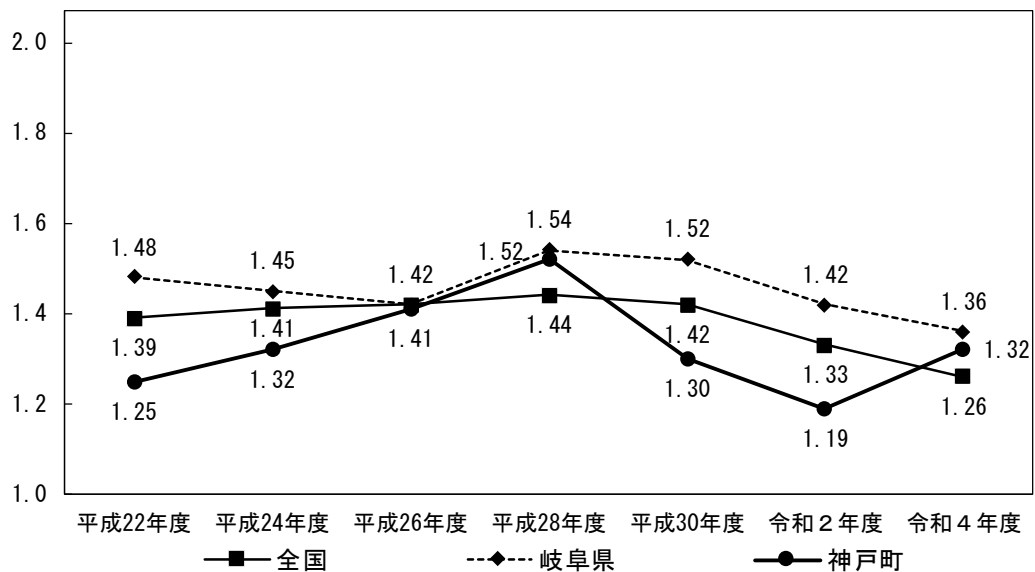
図表 2－3 出生数の推移



1人の女性が、15歳から49歳までの間に、その年の年齢別特殊出生率に基づいて子どもを生んだと仮定した場合の平均出生児数を合計特殊出生率といいます。

神戸町の合計特殊出生率は、平成28（2016）年度には1.52あり、令和2（2020）年度には1.19まで低下したものの、令和4（2022）年度には1.32となっています。しかし、人口を維持するために必要な水準（2.07）には及んでいません。

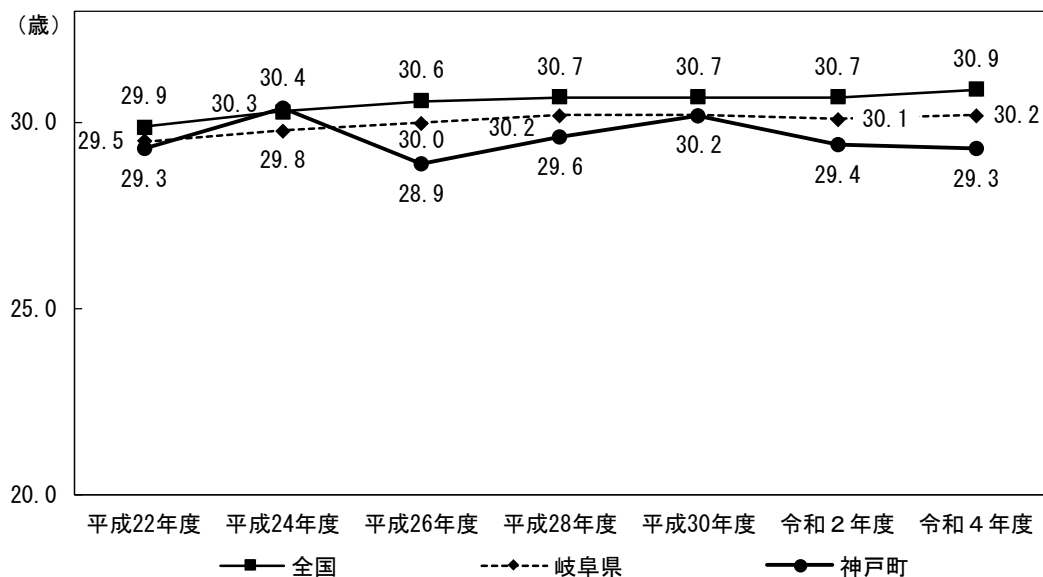
図表 2－4 合計特殊出生率の推移



資料：図表 2－3・4とも人口動態統計

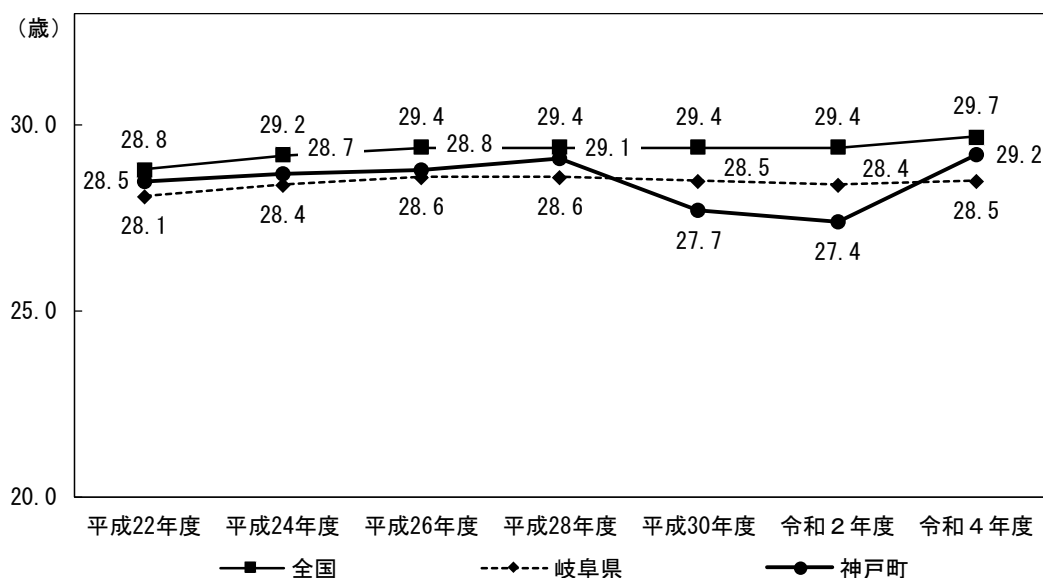
第1子出生時の母親の平均年齢をみると、全国や岐阜県が上昇傾向にあるのに対し、神戸町は横ばい傾向にあり、今後、出生数の維持が期待されます。

図表2-5 第1子出生時の母親の平均年齢の推移



一方、女性の平均初婚年齢をみると、全国や岐阜県と同様に上昇傾向にあるものの、神戸町は、概ね全国よりも低く、岐阜県よりも高く推移しています。晩婚化は、少子化の要因の一つと考えられるため、より対策を講じていく必要があります。

図表2-6 女性の平均初婚年齢の推移

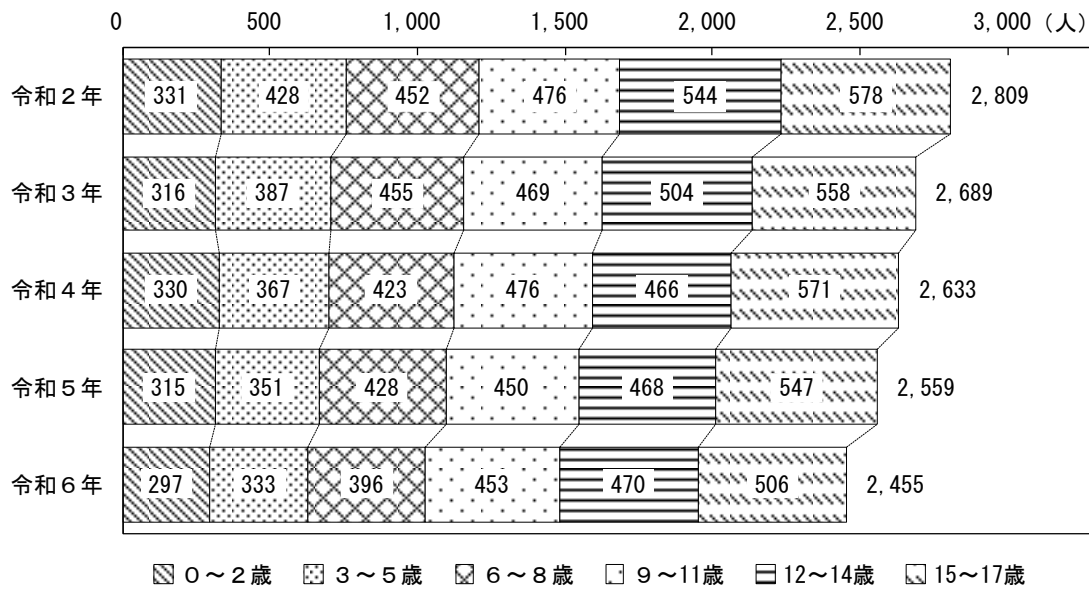


資料：図表2-5・6とも人口動態統計

(3) 子どもの人口

図表2-7は、神戸市の住民基本台帳より、令和2年の国勢調査以降の子どもの人口の推移を3歳刻みで見たものです。いずれの年齢層も減少傾向にあります。3～5歳がほかに比べて人口の変動が大きくなっています。

図表2-7 子ども人口の推移（各年4月1日）

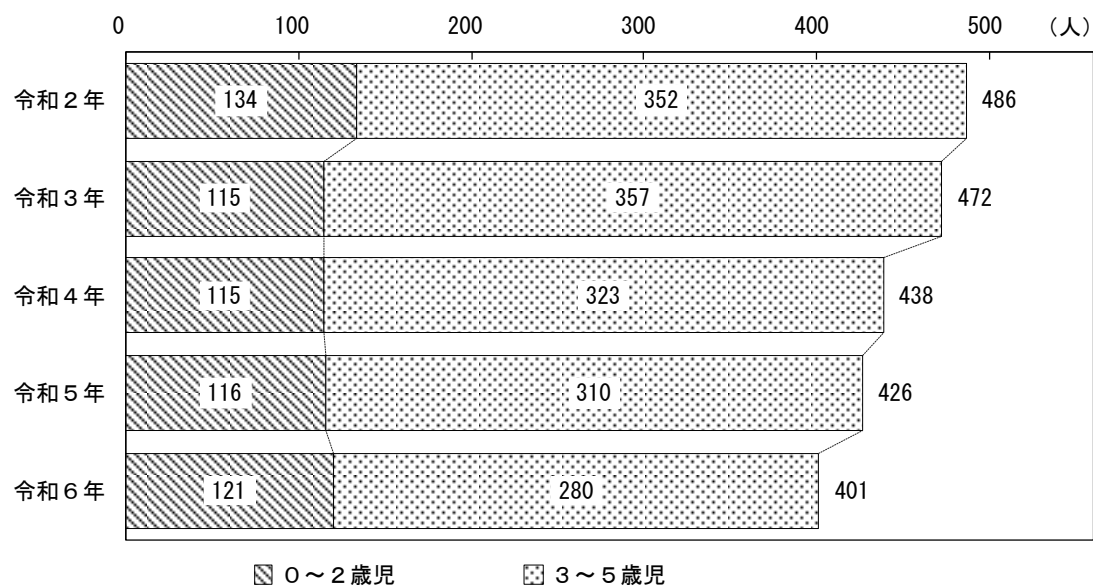


資料：住民基本台帳

(4) 幼児園の園児の状況

神戸町の幼児園の園児数も、子どもの人口と同様に減少していますが、3～5歳児に比べ、0～2歳児の変動が小さくなっていることから、0～2歳児の教育・保育ニーズが高まっていることがうかがえます。

図表2-8 幼児園の園児数の推移（各年3月31日）

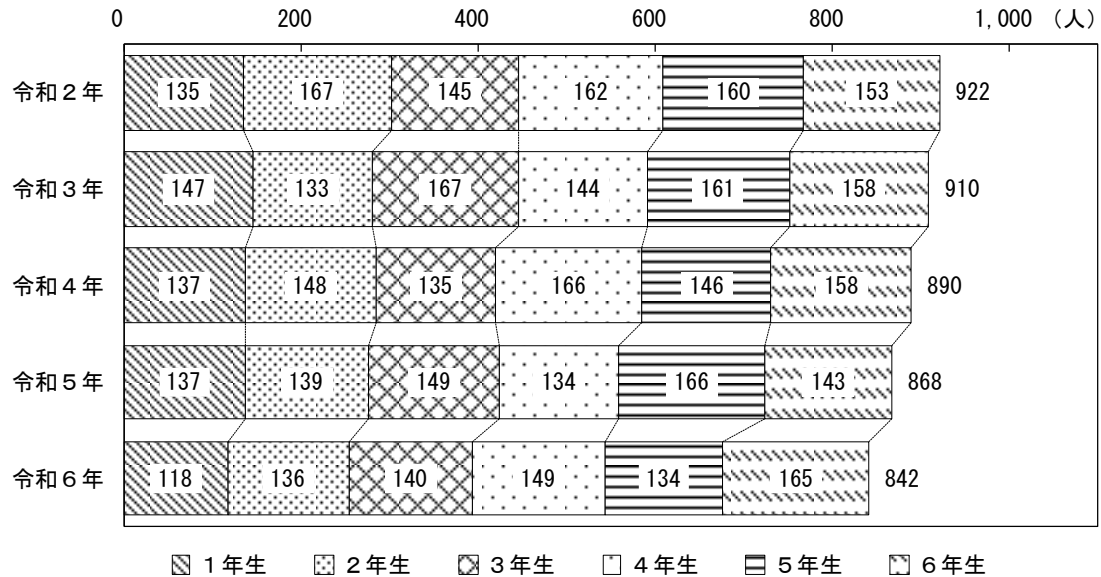


資料：子ども家庭課

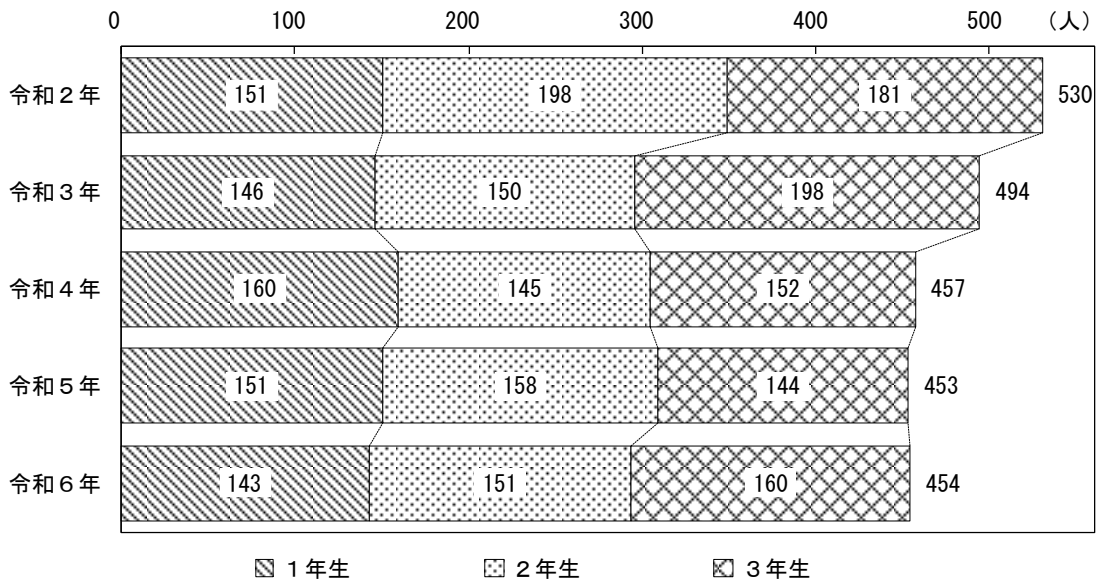
(5) 小中学校の児童生徒の状況

神戸町の小中学校の児童生徒数は、小学生では概ね減少傾向にありますが、中学生は令和4年以降、同程度で推移しています。

図表2-9 小学校の児童数の推移（各年5月1日）



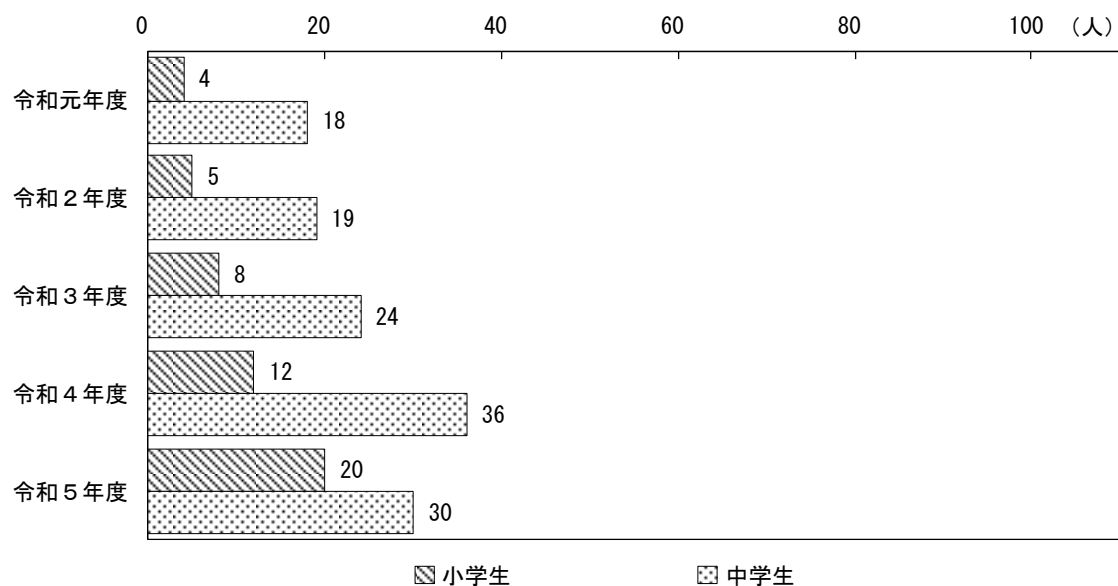
図表2-10 中学校の生徒数の推移（各年5月1日）



資料：図表2-9・10とも学校基本調査

小中学校の児童生徒のうち、病気やけが、経済的な理由などの特別な事情がなく年間30日以上欠席している不登校の児童生徒数は、令和5年度に小学校で20人、中学校で30人と、増加傾向にあります。

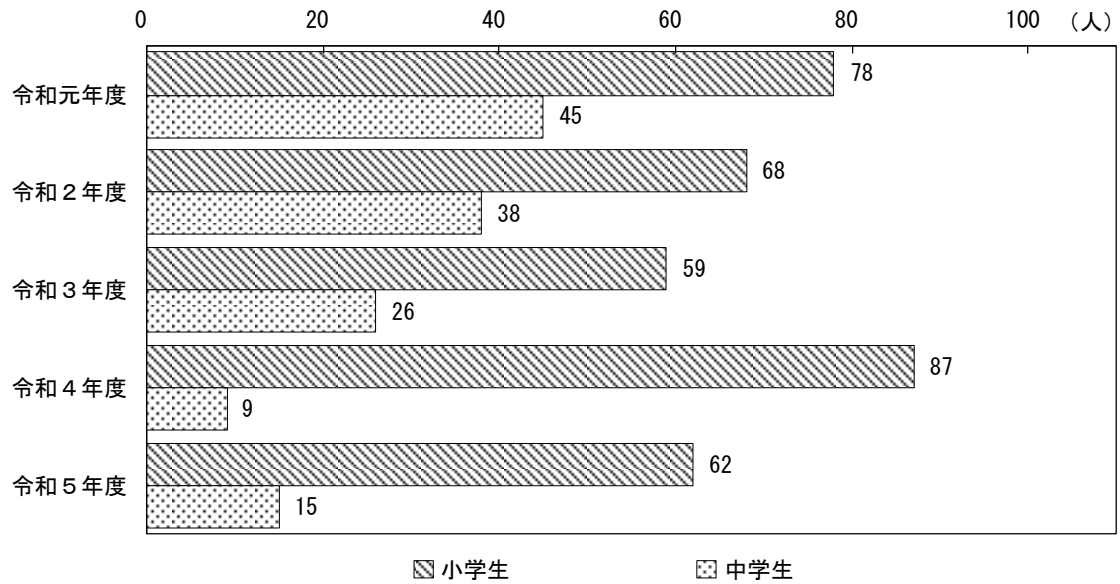
図表2-11 小中学校の不登校児童生徒数の推移



資料：教育課

小中学校におけるいじめ認知件数は、令和5年度に小学校で62件、中学校で15件と、減少傾向にあります。

図表2-12 小中学校におけるいじめ認知件数の推移

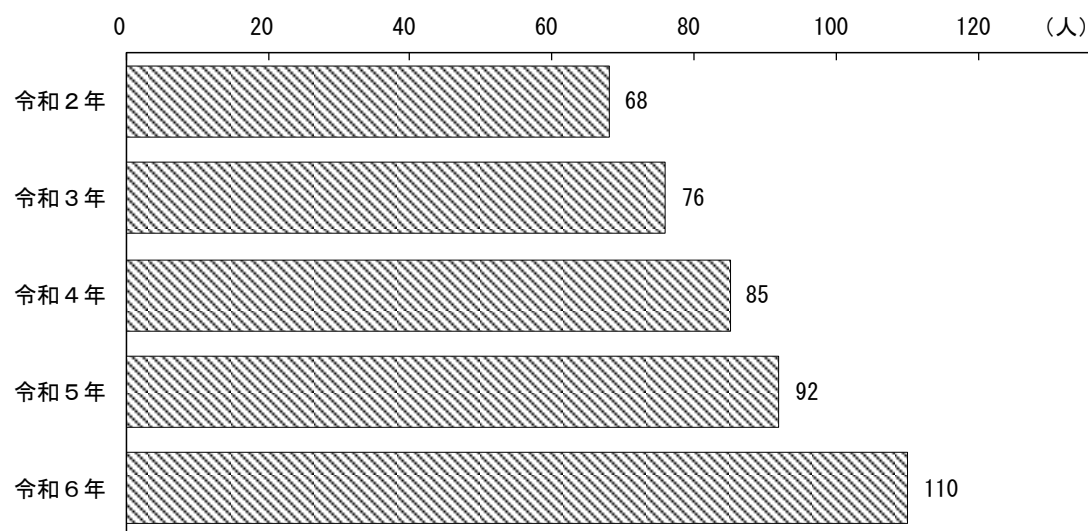


資料：教育課

(6) 障がいのある児童の状況

障害児通所支援は、障害者手帳の所持の有無にかかわらず、児童発達支援や放課後等デイサービス等の支給決定と受給者証の交付を受けることにより利用できる福祉サービスです。町内には児童発達支援提供事業所が1か所あり、放課後等デイサービス提供事業所が1か所あり、さらに、安八郡内には児童発達支援提供事業が4か所、放課後等デイサービス提供事業所が2か所あって、各町などと連携を図り、適切なサービス提供に努めています。令和6年4月1日現在、神戸町の障害児通所支援支給決定者数は110人と、増加しています。

図表2-13 障害児通所支援受給者数の推移（各年4月1日）



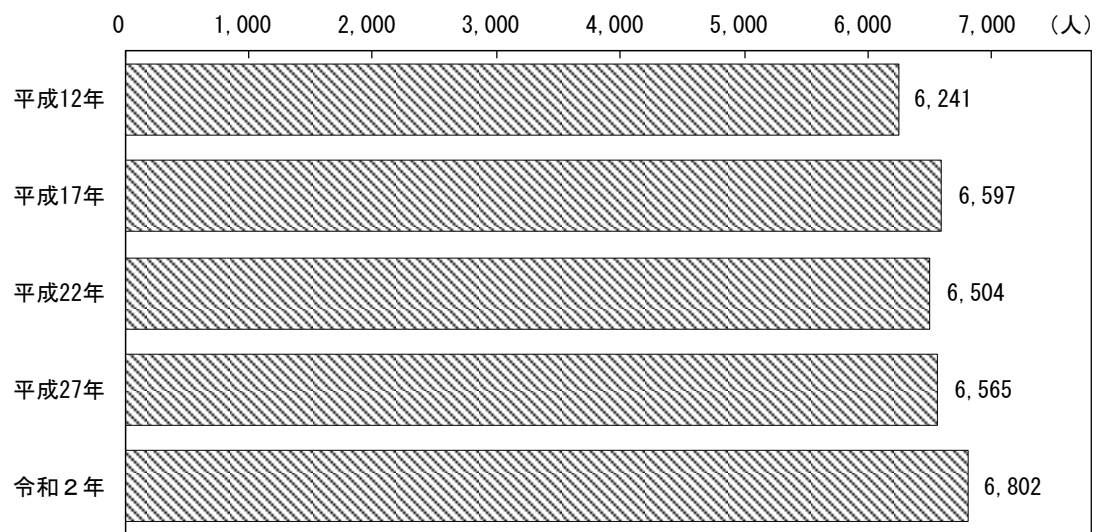
資料：健康福祉課

2 子育て世帯を取り巻く現状と課題

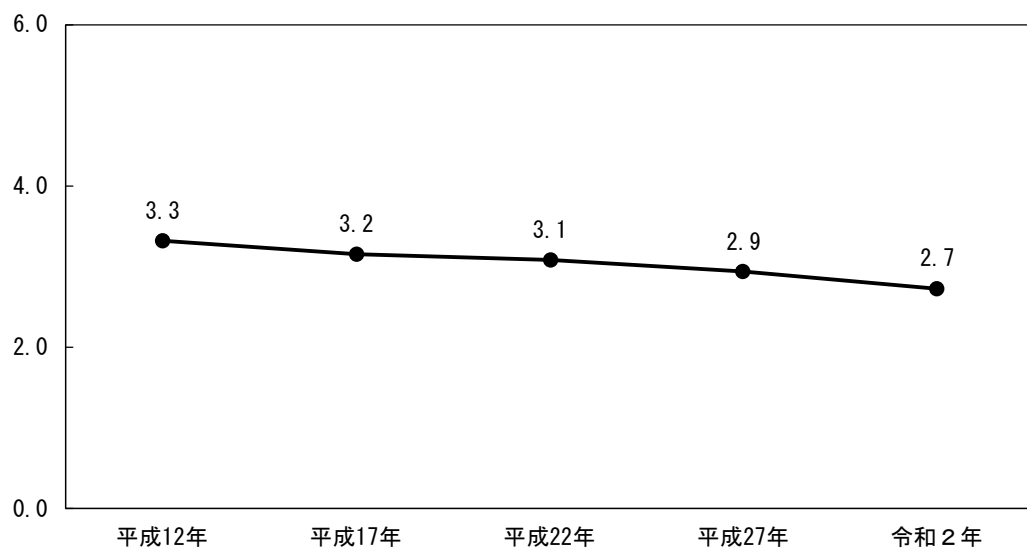
(1) 世帯の状況

神戸市の総世帯数は、令和2年の国勢調査によると、6,802世帯と増加傾向にあります（図表2-14）。1世帯あたりの世帯人員にすると2.8人となり、核家族化が進んでいることがうかがえます（図表2-15）。

図表2-14 世帯数の推移（各年4月1日）



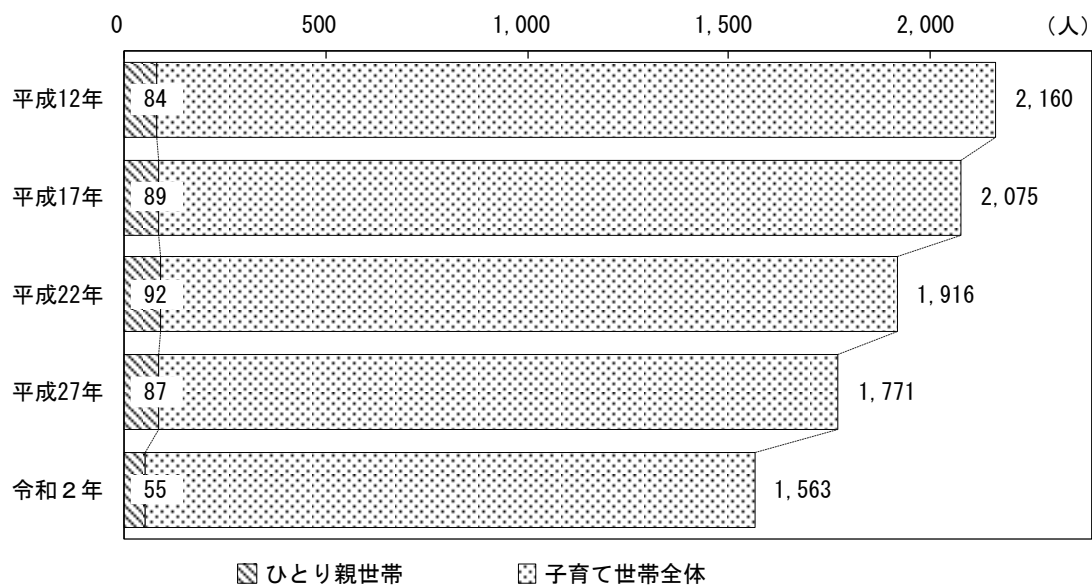
図表2-15 1世帯あたりの世帯人員の推移（各年4月1日）



資料：図表2-14・15とも国勢調査

子どものいる世帯数は、令和2年で1,563世帯と、減少傾向にあります。このうち、ひとり親世帯数は55世帯と、やや減少傾向にあります。

図表2-16 子どもがいる世帯数の推移（各年10月1日）

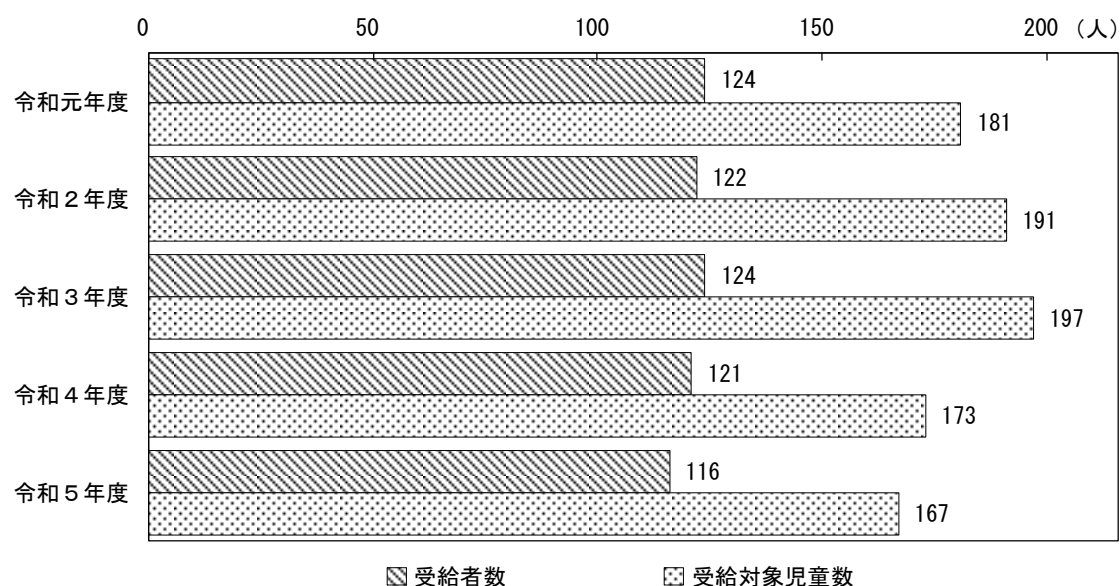


資料：国勢調査

(2) 生活支援等を必要とする世帯の状況

ひとり親の家庭や両親のいない家庭、親が重度の障がいの状態にある家庭で、児童を監護・養育している保護者に（児童が18歳到達年度の末日まで）支給している児童扶養手当について、令和5年度は、受給者数が116人で、対象児童数にすると167人と、ほぼ横ばいで推移しています。

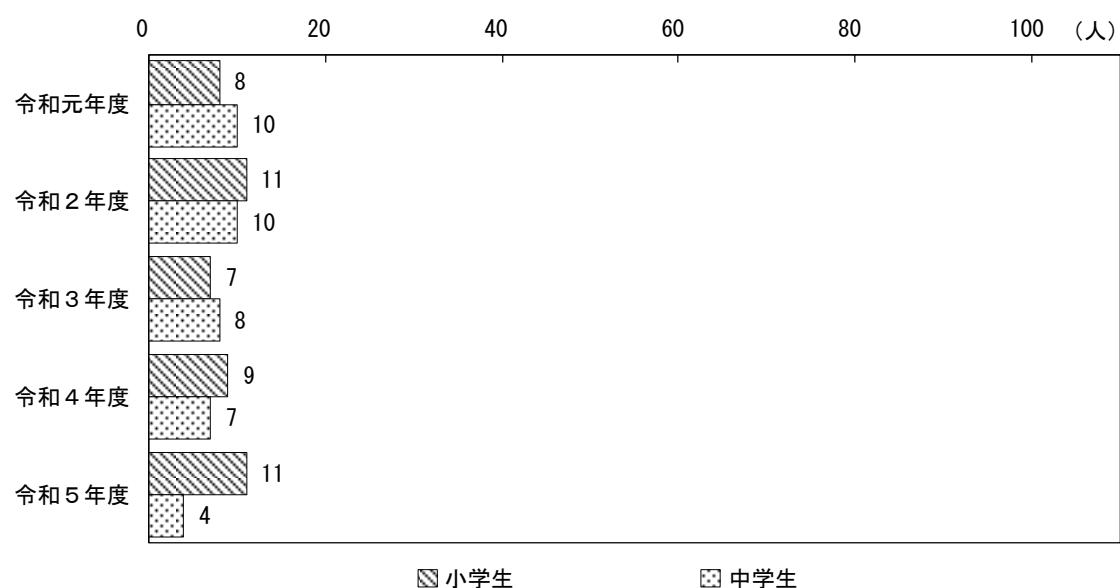
図表 2-17 児童扶養手当支給件数（児童数）の推移



資料：子ども家庭課

神戸町では、生活保護を受けているなど、経済的に困窮している小中学生の保護者に対し、学用品費等の援助（就学援助）を行っています。令和5年度の就学援助認定者数は、小学生は11人、中学生は4人と、ほぼ横ばいで推移しています。

図表 2-18 就学援助認定者数の推移

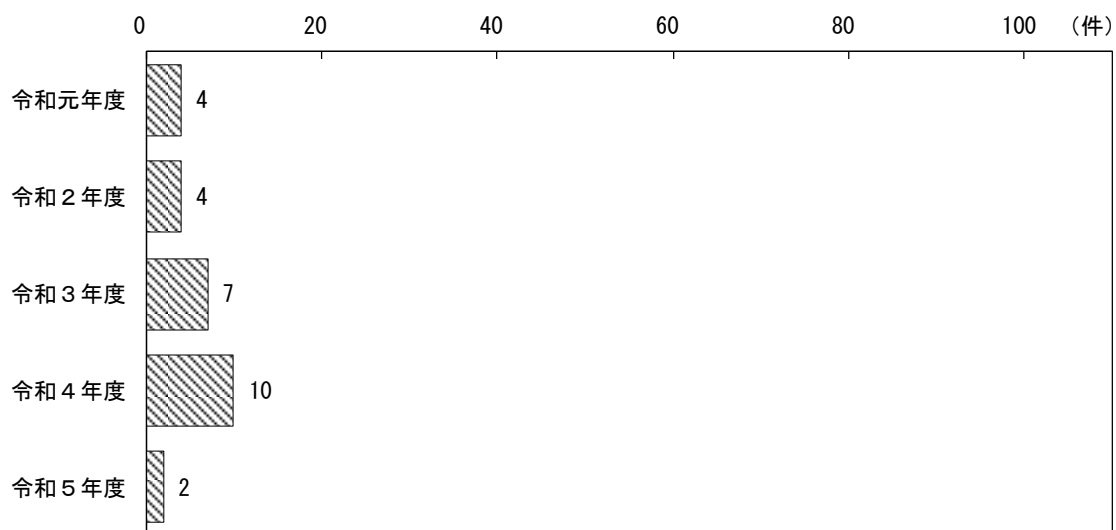


資料：教育課

(3) 児童虐待の状況

神戸町において児童虐待が疑われ、相談のあった件数は、令和5年度で2件と、毎年10件以下で推移しています。

図表2-19 児童虐待相談対応件数（新規）の推移

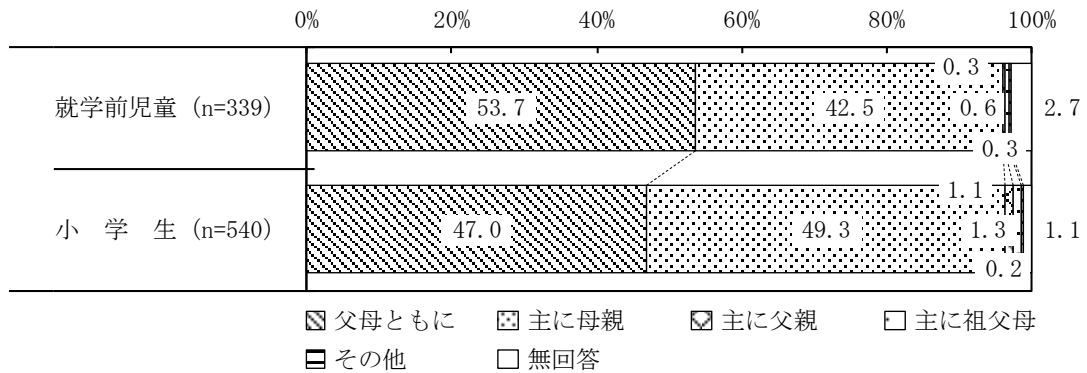


資料：子ども家庭課

(4) 子育ての状況

「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」において、子育てや教育を主に行っている人についてたずねたところ、就学前児童、小学生とも、「父母ともに」と「主に母親」で大半を占めていますが、就学前児童では「父母ともに」が最も高く、小学生では「主に母親」が最も高くなっています。

図表2-20 主に子育てを行っている人



資料：「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」

3 地域社会の現状と課題

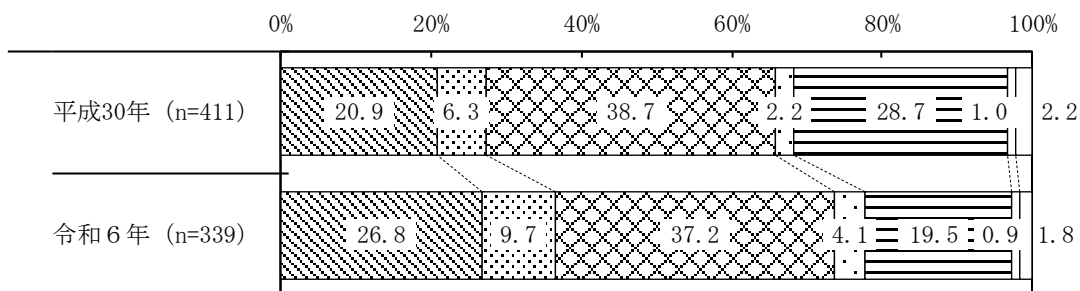
(1) 女性の社会進出の状況

図表2-21は、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」において、就学前児童の母親の就労状況をたずねた結果です。

フルタイムまたはパート・アルバイト等で「就労している」が高く、「産休・育休・介護休業中」がフルタイムとパート・アルバイト等を合わせると13.8%あります。

前回（平成30年）の調査結果と比較すると、フルタイムまたはパート・アルバイト等で「就労している」、「産休・育休・介護休業中」とも上昇しています。母親の就業や育児休業の取得が進んでいることがうかがえます。

図表2-21 母親の就労状況（就学前児童）



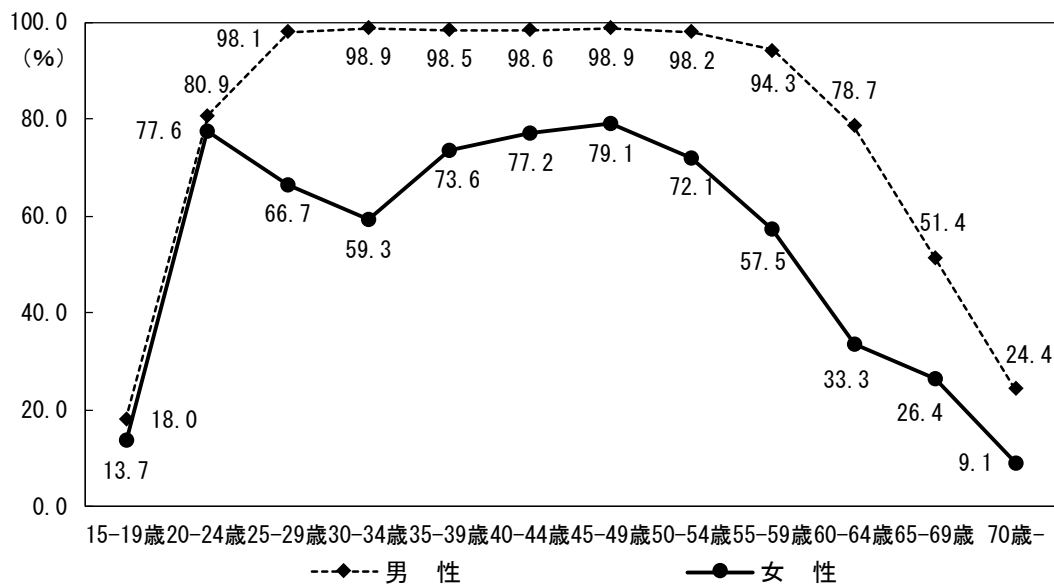
- フルタイムで就労している
- ▨ フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- ▤ パート・アルバイト等で就労している
- ▧ パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- ▩ 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

資料：「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」

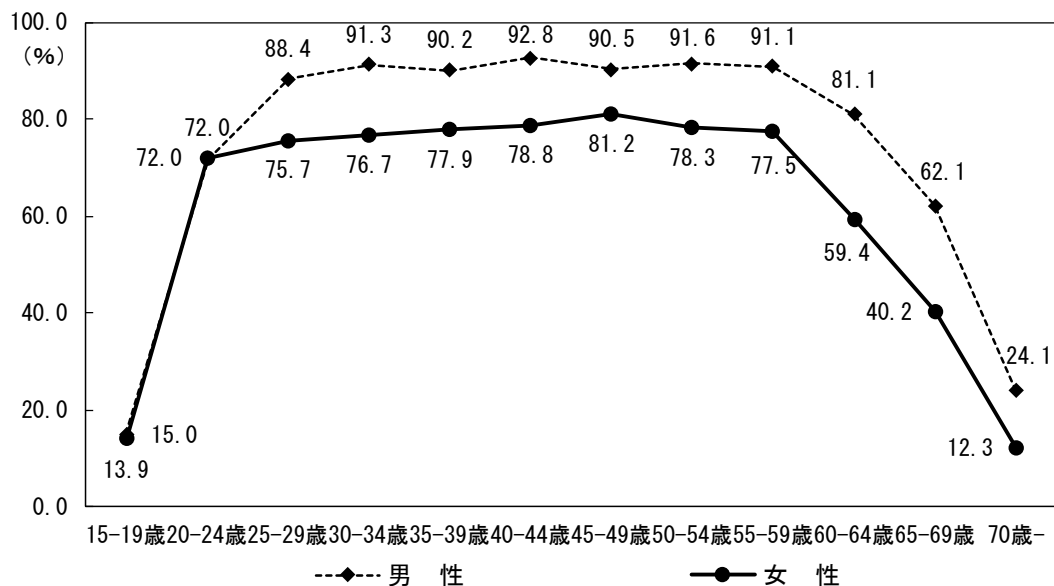
国勢調査から神戸町の女性の就業率をみると、平成12（2000）年では出産年齢期にあたる25～34歳で大きく低下していますが、令和2（2020）年では出産年齢期でも低下していません。出産や子育てをしながらの就労継続、または、再就職等が進んでいることがうかがえます。

図表2-22 性別の就業率

平成12年



令和2年

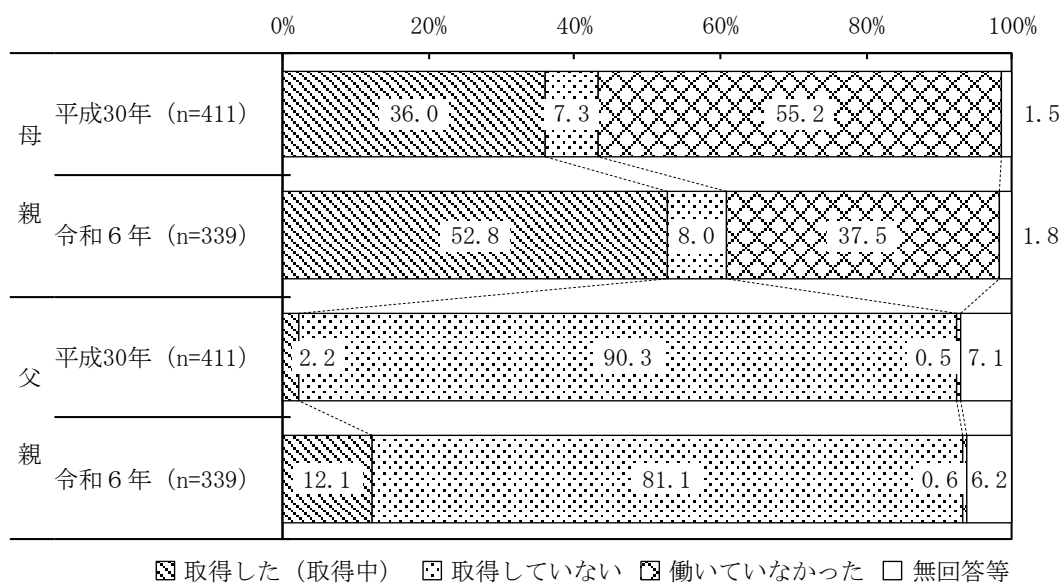


資料：国勢調査

(2) 育児休業の取得状況

「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」において、育児休業の取得率は、就学前児童の母親が52.8%、父親が12.1%で、ともに上昇しています。育児・介護休業制度が事業主や労働者に、より浸透してきたと考えられますが、「父母ともに」子育てを担う割合を高めていくためには、父親の育児休業の取得率向上が望まれます。

図表2-23 育児休業の取得状況（就学前児童）



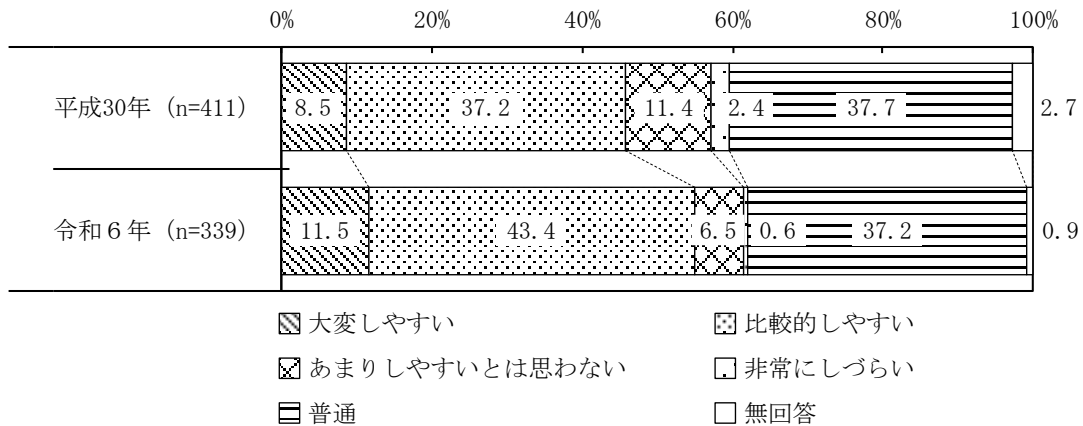
資料：「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」

(3) 神戸町における子育てのしやすさ

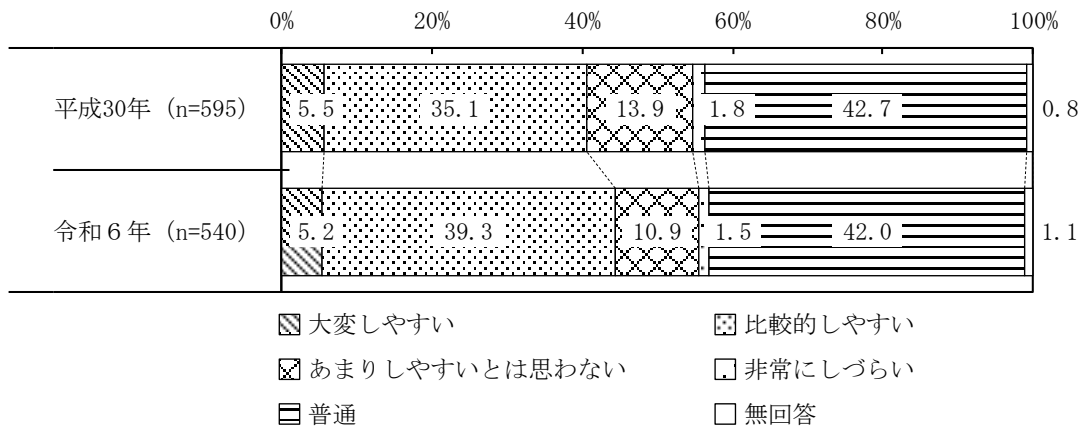
神戸町は子育てのしやすいまちかたずねたところ、《しやすい》（「大変しやすい」＋「比較的しやすい」）は、就学前児童では54.9%と前回（平成30年）の調査結果から9ポイント程度上昇していますが、小学生では44.5%と大きな変化はみられません。

図表2-24 神戸町は子育てしやすいまちか

就学前児童



小学生



資料：「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」

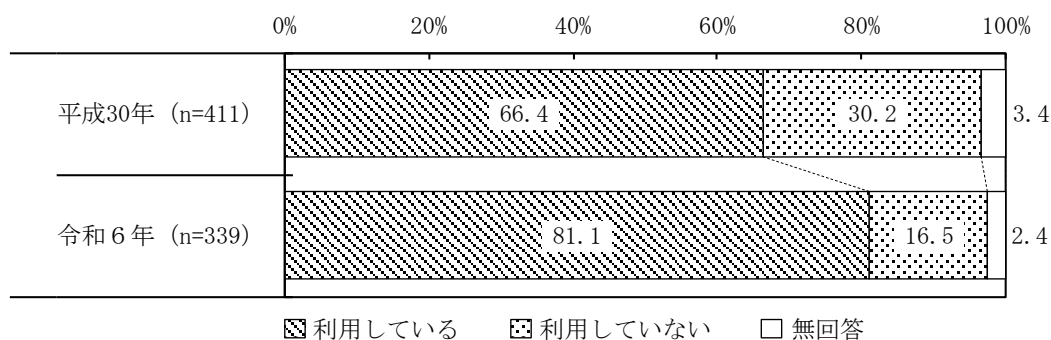
4 子育て支援の現状とニーズ

(1) 教育・保育事業の利用状況と利用意向

「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」において、平日の定期的な教育・保育事業（幼稚園等）を「利用している」と答えた人は81.1%と、前回（平成30年）の調査結果から15ポイント程度上昇しています（図表2-25）。

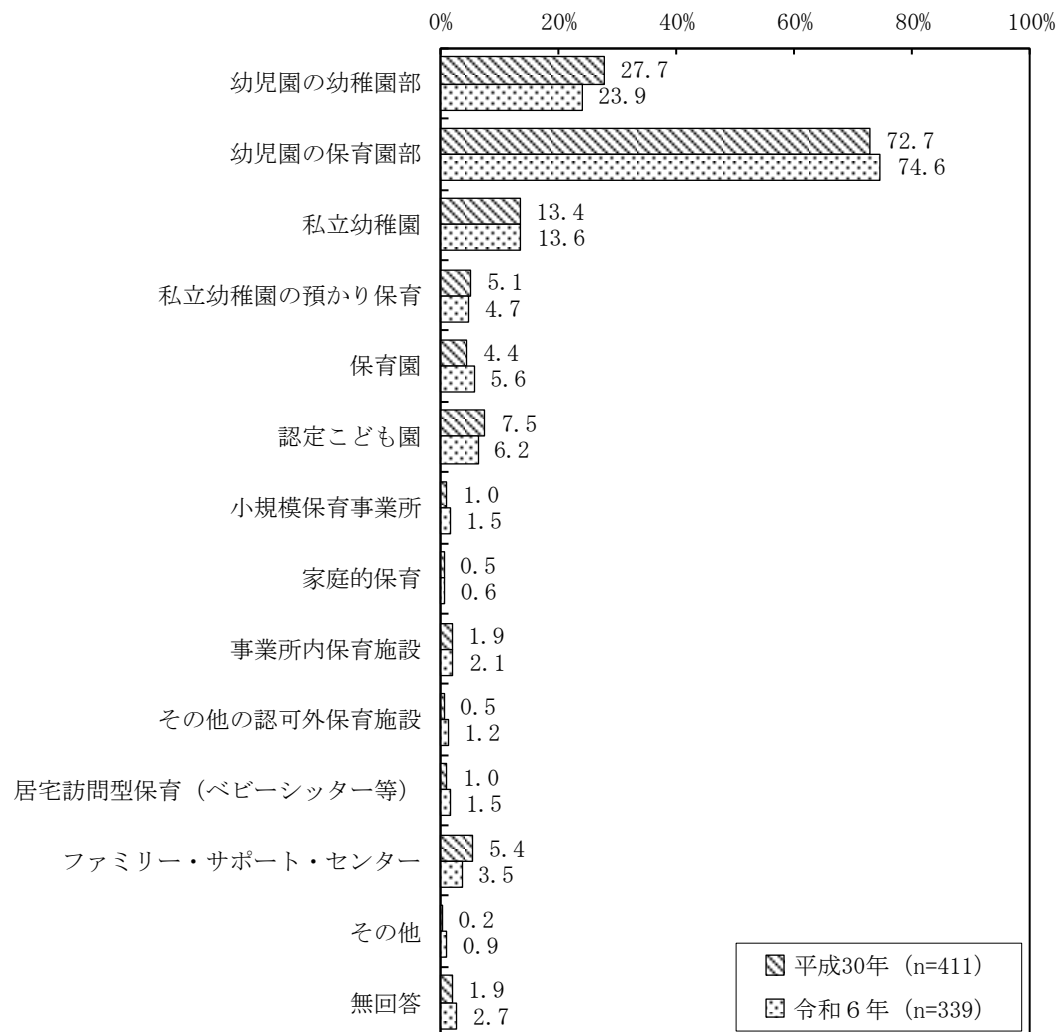
「利用していない」と答えた人も含め、今後、利用したい教育・保育事業についてたずねた結果が図表2-26です。「幼稚園の保育園部」（74.6%）と「幼稚園の幼稚園部」（23.9%）で大半を占めており、前回（平成30年）の調査結果と比較しても、あまり変化はみられません。

図表2-25 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童）



資料：「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」

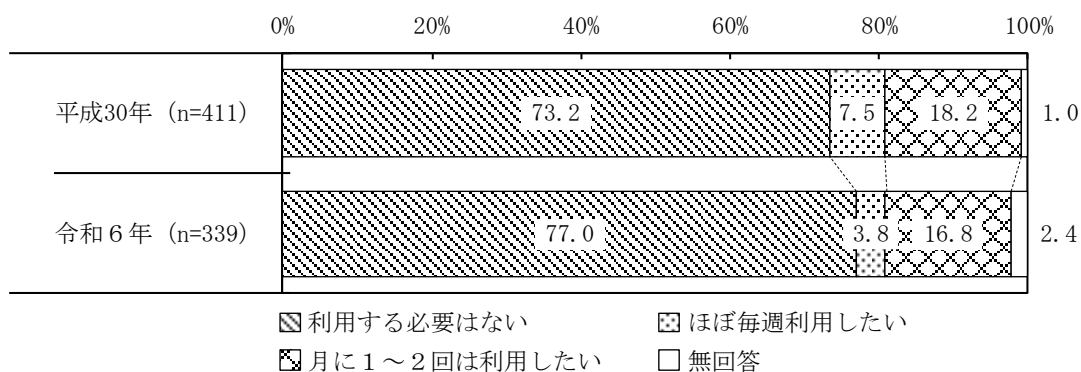
図表2-26 平日の定期的な教育・保育事業の利用意向（就学前児童、複数回答）



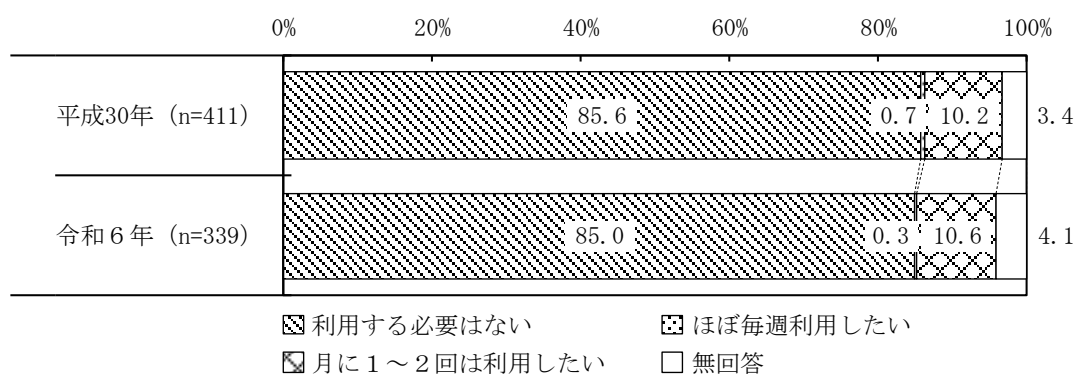
資料：「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」

土曜日の定期的な教育・保育事業については「利用する必要はない」が70%以上（図表2-27）、日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業を「利用する必要はない」が80%以上（図表2-28）を占めて推移しています。

図表2-27 土曜日の定期的な教育・保育事業の利用意向（就学前児童）



図表2-28 日曜・祝日の定期的な教育・保育事業の利用意向（就学前児童）

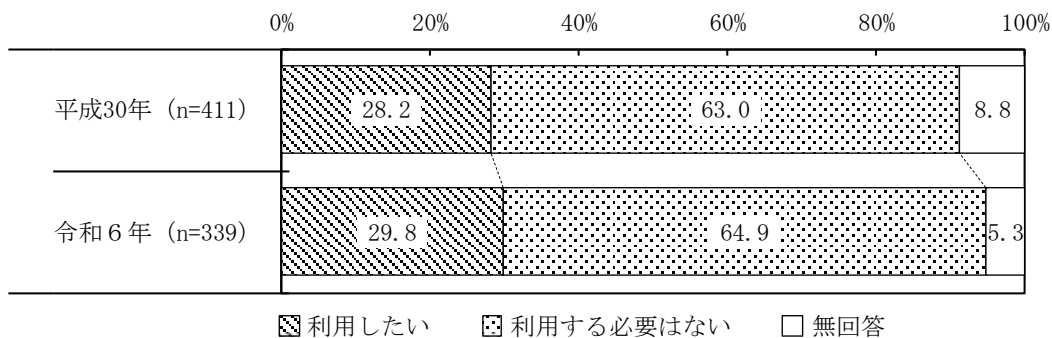


資料：図表2-27・28とも「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」

(2) 不定期の教育・保育事業の利用意向

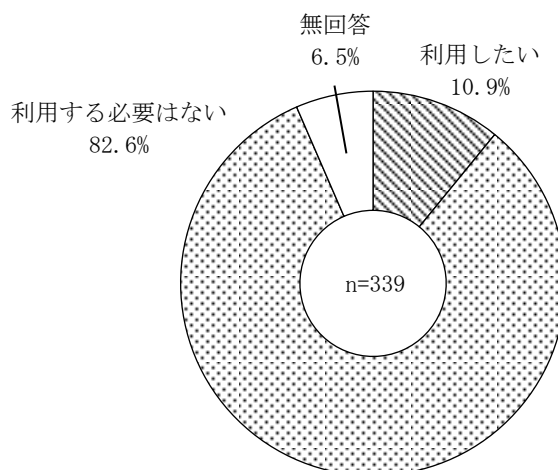
日中の定期的な教育・保育や病気等のため以外に利用する不定期の教育・保育事業のうち、一時保育事業（保護者が冠婚葬祭や通院、育児疲れなどによるリフレッシュ等の理由で、家庭での保育が困難となった子どもを一時的に預かる事業）を「利用したい」と答えた人は29.8%で、前回（平成30年）の調査結果と比較しても、ほとんど変化はみられません。

図表2-29 一時保育（一時預かり）事業の利用意向（就学前児童）



不定期の教育・保育事業のうち、保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった子どもの必要な保護を行う「短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）」や「夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）」を「利用したい」と答えた人は10.9%となっています。

図表2-30 子育て短期支援事業の利用意向（就学前児童）



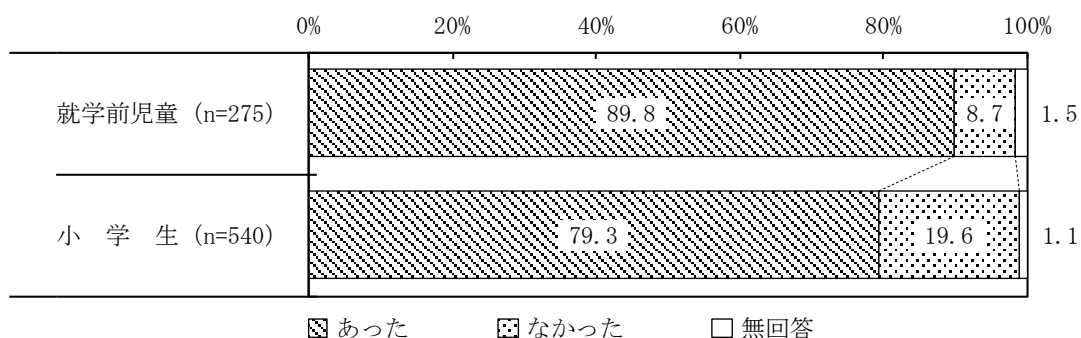
資料：図表2-29・30とも「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」

(3) 子どもが病気等の時の対応

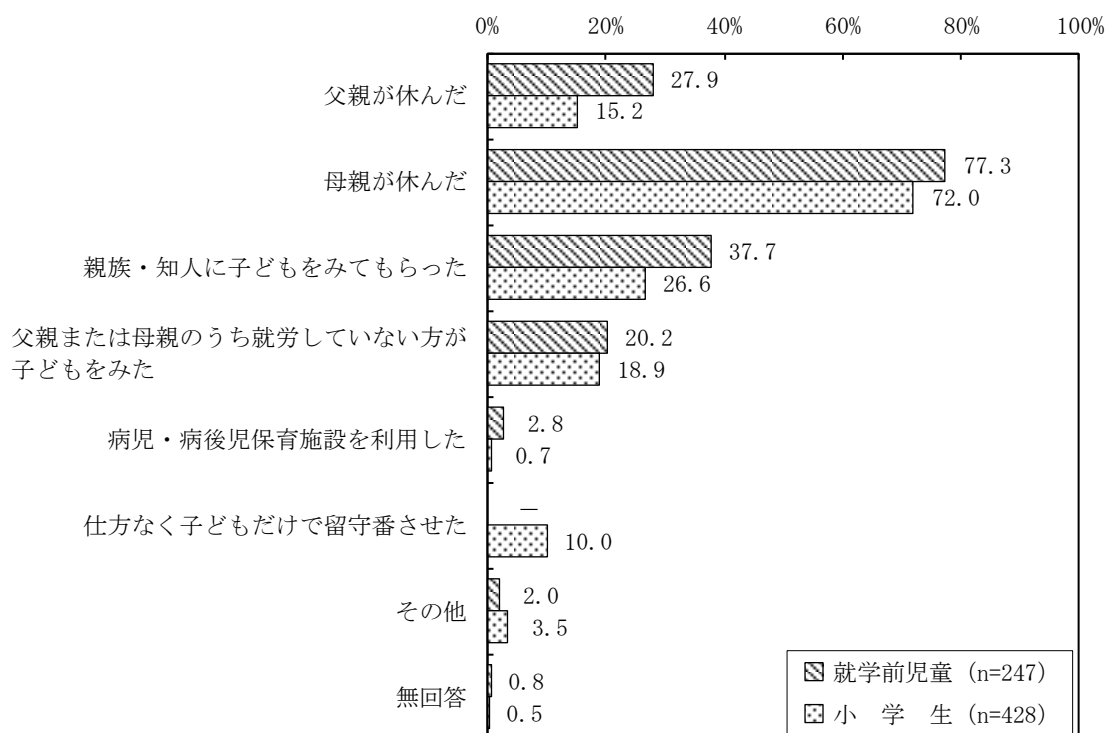
この1年間に、子どもが病気やケガで、幼稚園等を休んだことが「あった」のは89.8%、小学校を休んだことが「あった」のは79.3%です（図表2-31）。

幼稚園等や小学校を休まなければならなかったときの対処方法としては、「母親が休んだ」が高い率を示し、次いで、「親族・知人にみてもらった」が高くなっています（図表2-32）。

図表2-31 子どもが病気等で幼稚園等や小学校を利用できなかったことの有無



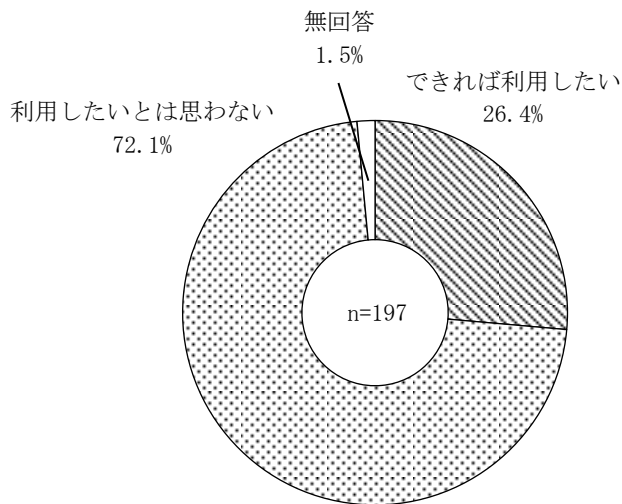
図表2-32 子どもが病気等で幼稚園等や小学校を利用できなかったときの対処方法（複数回答）



資料：図表2-31・32とも「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」

「父親が休んだ」「母親が休んだ」と答えた就学前児童の保護者に、その際の病児・病後児保育施設等の利用についてたずねたところ、「できれば利用したい」と思ったのは26.4%でした。

図表2-33 病児・病後児保育施設等を利用したいと思ったか（就学前児童）

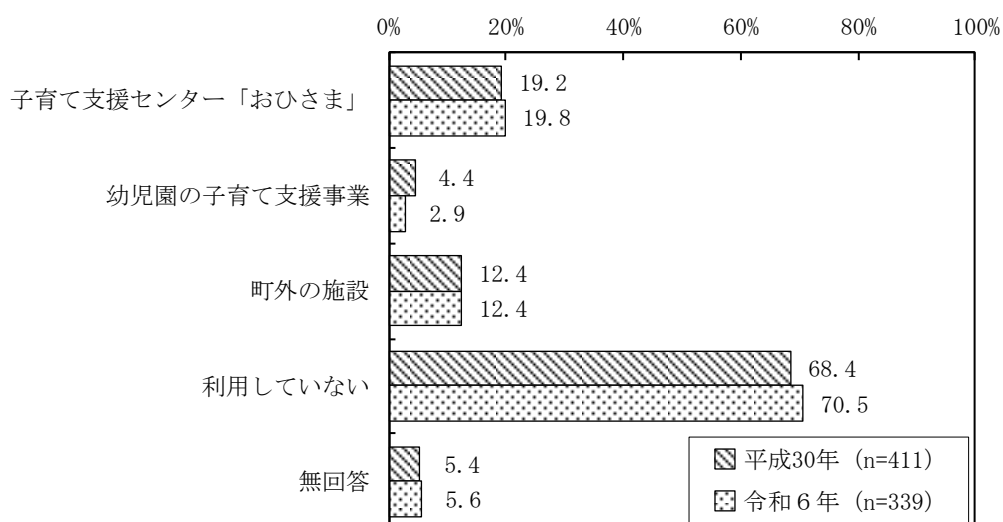


資料：「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」

(4) 地域子育て支援拠点事業の利用状況

神戸町では、育児の不安や負担を軽減するため、子どもや親同士が交流できる場の提供や育児相談等により、身近な地域における子育て支援をする事業を子育て支援センター「おひさま」や各幼稚園において実施していますが、「利用していない」が70.5%を占めており、前回（平成30年）の調査結果と比較しても、ほとんど変化はみられません。

図表2-34 子育て支援センターの利用状況（就学前児童）



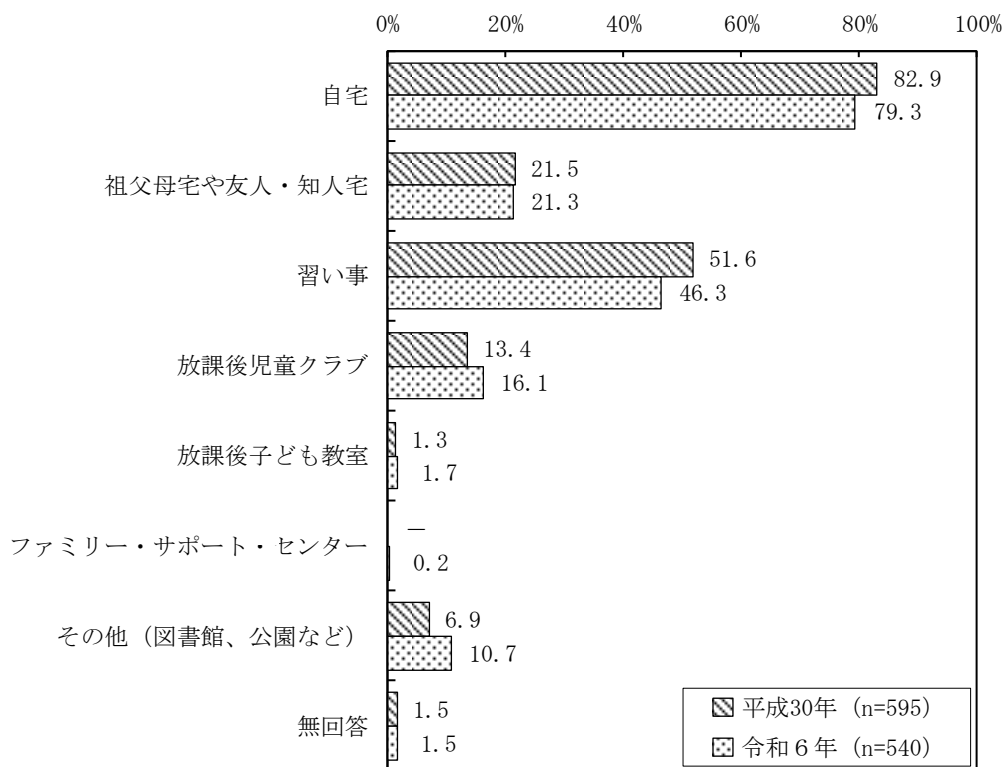
資料：「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」

(5) 放課後児童クラブの利用状況と利用意向

図表2-35は、小学生が放課後（平日の学校終了後）にふだん過ごしている場所を前回（平成30年）の調査結果と比較したものです。

前回（平成30年）から大きな変化はみられず、「自宅」が最も高く、次いで、「習い事」、「祖父母宅や友人・知人宅」の順となっており、「放課後児童クラブ」の利用率は16.1%となっています。

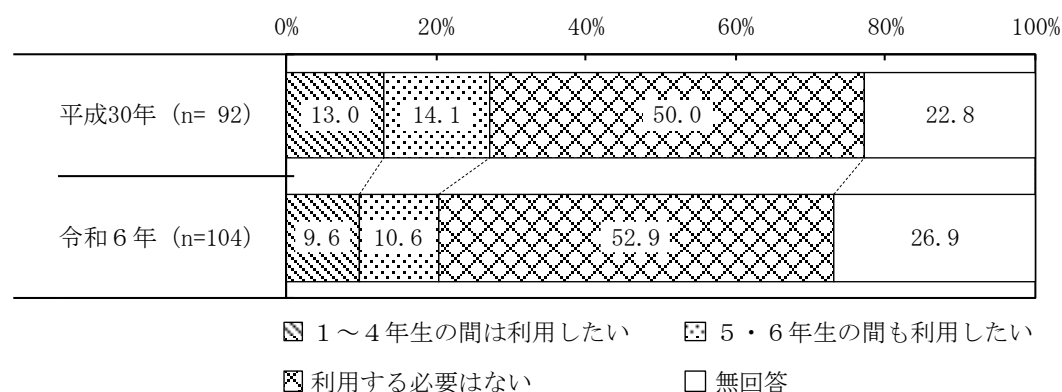
図表2-35 放課後に過ごしている場所と過ごさせたい場所（小学生、複数回答）



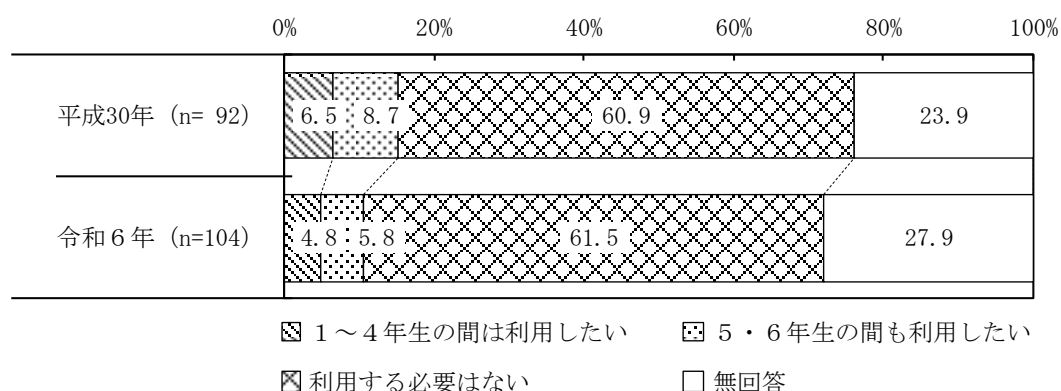
資料：「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」

土曜日の放課後児童クラブを「利用したい」（図表2-36）は20.2%、日曜日・祝日の放課後児童クラブを「利用したい」（図表2-37）は10.6%と、前回（平成30年）の調査結果から低下しています。一方、夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中の利用については、「利用したい」が80.8%と、前回（平成30年）の調査結果と比較しても、ほとんど変化はみられません（図表2-38）。

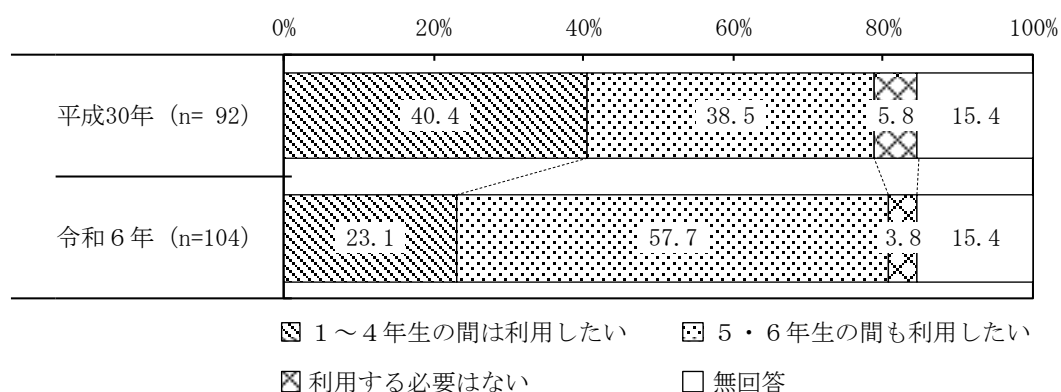
図表2-36 土曜日の放課後児童クラブの利用意向（小学生）



図表2-37 日曜・祝日の放課後児童クラブの利用意向（小学生）



図表2-38 長期休暇期間（夏休み・冬休みなど）の放課後児童クラブの利用意向（小学生）

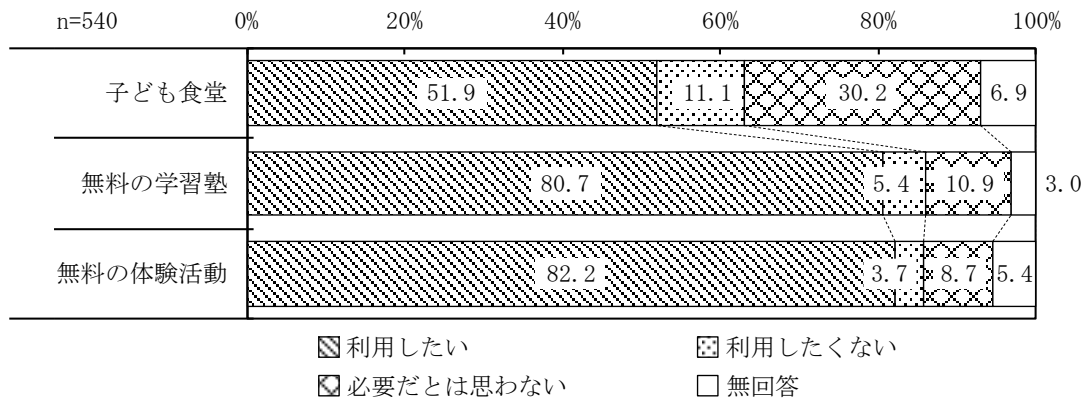


資料：図表2-36～38 「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」

(6) 子どもへの支援活動

子ども食堂と子どものための無料の学習塾（学習支援）や体験活動（放課後子ども教室等）については、「利用したい」が子ども食堂で 51.9%、無料の学習塾で 80.7%、無料の体験活動で 82.2%を占め、ニーズの高さがうかがえます。

図表 2-39 子どもへの支援活動の利用意向（小学生）



資料：「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」

5

課題の整理

I 子どもを取り巻く課題

- 子どもの人口の減少が続いているものの、第1子出生時の母親の平均年齢の上昇が止まり、出生数の低下が止まりつつあることから、こうした状況を維持することで、少子化に歯止めがかかることが期待されます。
- 小中学校における不登校児童生徒数やいじめ認知件数が増加傾向にあることから、不登校対策やいじめ対策の強化が課題となっています。
- 支援を必要とする障がいのある子どもが増加していることから、障がいのある子どもの発達段階に応じた切れ目ないサービス提供に取り組むとともに、医療的ケアを必要とする子どもへの支援体制を検討していく必要があります。
- ヤングケアラーなど、制度の狭間におかれた状態の子どもについては、権利が侵害されることがないように、正しい理解の啓発に努めるとともに、引き続き、地域や学校、家庭等と連携し、実態の把握に取り組む必要があります。

II 子育て世帯を取り巻く課題

- 子どもの人口の減少に伴い、子育て世帯数も減少していますが、特に支援を必要とするひとり親世帯数は横ばいで推移し、引き続き、支援が必要となっています。
- 就学前児童がいる約半数の世帯では、「父母ともに」子育てを担っているものの、未だ「主に母親」が子育てを担っている世帯も多く、母親の不安や負担の解消が課題となっています。
- 生活の不安定さや貧困、子育てへの不安や負担などから児童虐待につながるものが懸念されることから、子育ての楽しさやよろこびを実感できるような環境づくりが求められます。
- 教育・保育事業については、0～2歳児の幼稚園の利用ニーズが高まりつつあり、引き続き、体制の確保を図っていく必要があります。

- 地域子ども・子育て支援事業については、多くの事業で利用状況や利用意向に変化はみられませんが、引き続き、体制の確保に努めていく必要があります。
- 新たなニーズとして、子ども食堂や無料塾などの学習支援、体験活動等を行う放課後子ども教室などの利用について関心の高さがうかがえることから、多様な事業者の参入促進について検討を進める必要があります。

Ⅲ 地域社会における課題

- 女性の活躍推進や労働者等の人材不足などに伴い、特に出産年齢期にあたる 25～34 歳の女性の就業が進みつつあり、共働き世帯が増えていることから、男性の子育てや家事への参画を促進する「共育て」の推進が求められています。
- 「共育て」の推進にあたっては、男女とも育児休業等を取得しやすい環境づくりなど、企業等の協力に加え、勤労者の意識改革なども必要となります。
- 仕事と子育てや家事などの生活の両立の観点から、広くワーク・ライフ・バランスを促進していくとよいと考えられます。
- 企業等や地域住民の子育てへの意識を醸成し、支援や配慮を必要とする子育て当事者が周囲から支えられ、温かく見守られる環境づくりを進めていくことで、「子育てしやすいまち」という認識が高まることが期待されます。

第3章 基本的な考え方

1 基本理念

神戸町では、これまで、「神戸町子ども・子育て支援事業計画」等において、「みんなで育む子どもの輝くまち」を基本理念に掲げ、みんなで子育てをしながら、「子どもの幸せ」、「親の幸せ」、「地域の幸せ」をめざし、子ども・子育て支援施策等の取り組みを進めてきました。

しかしながら、子育てにおいては、支援のさらなる充実に加え、経済的な不安定さ、仕事と家庭の両立の難しさなどから生ずる不安や負担の解消が課題となっています。

また、子どもにおいては、そうした状況等を背景とした貧困や虐待のほか、ヤングケアラーなどの制度の狭間にある問題、学校等でのいじめなどから子どもを守る権利擁護が重要な課題となっています。

子どもたちは社会の希望であり、未来をつくる力です。今を生きる子どもたちやこれから生まれてくる子どもたちが、親はもとより地域のみんなに育まれ、将来に夢や希望を抱き、心身ともに健やかに育つことのできるまちづくりを進めていく必要があります。そうしたまちづくりを進めることは、子どもだけでなく、親や子育てを支える地域のみんなの幸せにつながり、これにより、まち全体が輝くことになると思います。

したがって、この計画においても、これまでの「神戸町子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を継承しながら、子ども・子育て支援施策の一層の推進に取り組んでいきます。

☆☆☆ 基本理念 ☆☆☆

みんなで育む子どもの輝くまち

2 基本目標

基本理念「みんなで育む子どもの輝くまち」の実現に向け、国の「こども大綱」や「岐阜県こども計画」を踏まえ、みんなで子育てをしながら、「子どもの幸せ」、「親の幸せ」、「地域の幸せ」をめざし、次の3つの基本目標を定めます。

基本目標Ⅰ 「子どもの幸せ」を願い 子どもを大切に育みます

「こども基本法」や「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の精神にのっとり、子どもが自立した個人として、等しく尊重され、その権利の擁護が図られるように取り組みます。本来、子どもは、育てられるだけでなく、自分で考えて生きる力や自ら育つ力、力を合わせて行動する力などを持っています。そうした子どもが持つ力を最大限に引き出し、子どもが自立した若者へと成長し、意欲にあふれ、次代を担う人材となるように育みます。また、困難を抱える子どもには、その子に応じた必要な支援を行います。

➤ 基本施策

- 1 子どもの権利の尊重
- 2 幼児教育の充実
- 3 学校教育の充実
- 4 配慮が必要な子どもへの支援
- 5 次代を担う子どもの育成

☑ 成果目標

評価指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
子どもの権利擁護に関する講座等への参加者数（5年間の累計）	—	100人以上
いじめの解消率	65%	75%

基本目標Ⅱ 「親の幸せ」につながる 子育てを切れ目なく支えます

子育ての当事者は、その子を育てるという大切な役割を担う一方、子育てを通じて何物にも代えがたいよろこびや幸せを感じることができます。そうした子育ての楽しさを実感でき、子育て当事者の負担感や不安感、孤立感等を解消できるよう、相談体制の強化や情報発信の充実に取り組むとともに、母子保健サービスや子育て支援サービスなどの多様なニーズにきめ細かく対応します。また、子どもがその生まれ育った環境により将来を左右されることのないよう、子育て家庭を通じて支援します。

➤ 基本施策

- 1 子育てに関する相談体制と情報発信の充実
- 2 母子保健サービスの充実
- 3 子育て支援サービスの充実
- 4 こどもの貧困解消対策の推進
- 5 ひとり親家庭等の自立支援の推進

☑ 成果目標

評価指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
こども家庭センター相談対応件数	—	100 件
1歳6か月の乳幼児健診の受診率	100%	100%

基本目標Ⅲ 「地域の幸せ」に向け 地域の子育て力を高めます

核家族化の進展や地域への帰属意識の希薄化などから、地域全体で協働し、子どもの育ちや子育てを補完する取り組みが必要とされています。地域住民一人ひとりが生きがいや充実感を持ちながらそれぞれの責任を果たすとともに、人生の各段階に応じて多様な働き方や生き方が選択できる環境づくりを推進します。特に子育ての負担が母親に集中することなく、家庭で協力して子育てができるよう、「共育て」の普及啓発に取り組みます。また、子どもを安心して生み育てるためには、安全・安心な生活環境の整備が必要です。子どもとその家族が安全に出かけ、遊び、学び、安心して暮らせるようなまちづくりを推進します。

➤ 基本施策

- 1 地域の子育て意識の醸成
- 2 地域ぐるみの子育て支援の促進
- 3 子育てと仕事が両立できる環境づくり
- 4 安全・安心な地域づくりの推進

📊 成果目標

評価指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
子育てを「父母ともに」行っている世帯の割合 ※	就学前児童 53.7% 小学生 47.0%	就学前児童 60% 小学生 60%
育児休業の取得率 ※ (就学前児童の保護者)	母親 52.8% 父親 12.1%	母親 60% 父親 60%

※「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」により

3

施策体系

以上から、この計画の施策体系は次のとおりとなります。

基本理念	基本目標	基本施策
みんなで育む子どもの輝くまち	基本目標Ⅰ 「子どもの幸せ」を願い 子どもを大切に育みます	1 子どもの権利の尊重
		2 幼児教育の充実
		3 学校教育の充実
		4 配慮が必要な子どもへの支援
		5 次代を担う子どもの育成
	基本目標Ⅱ 「親の幸せ」につながる 子育てを切れ目なく 支えます	1 子育てに関する相談体制と情報発信の充実
		2 母子保健サービスの充実
		3 子育て支援サービスの充実
		4 こどもの貧困解消対策の推進
		5 ひとり親家庭等の自立支援の推進
	基本目標Ⅲ 「地域の幸せ」に向け 地域の子育て力を高めます	1 地域の子育て意識の醸成
		2 地域ぐるみの子育て支援の促進
		3 子育てと仕事が両立できる環境づくり
		4 安全・安心な地域づくりの推進

第4章 子ども・子育て施策の展開

基本目標Ⅰ 「子どもの幸せ」を願い 子どもを大切に育みます

基本施策1 子どもの権利の尊重

日本は、平成6年4月に「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）に批准しました。しかし、その後20年以上を経た平成28年6月の児童福祉法の改正により、ようやく子どもの権利が明文化されました。令和4年6月に制定された「こども基本法」においては、すべての子どもは、「個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること」、「適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること」が定められています。

また、「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）は、児童（18歳未満のすべての子ども）の意見を表明する権利について定めており、「こども基本法」においても、子ども施策を策定、実施、評価するにあたり、こども等の意見を幅広く聴取し、反映させることを求めています。

「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）や「こども基本法」等の趣旨についてまずは周知を図るとともに、子どもも、地域社会を形成する一人として、等しくその人格や主体性が尊重されるよう啓発や人権教育に取り組む必要があります。

また、子ども等の意見を聴取して施策に反映することについては、子ども等の状況やニーズをよりの確に踏まえることで施策がより実効性のあるものとなること、また、子ども等にとって、自らの意見が十分に尊重され、自らによって地域社会に何らかの影響を与えるという経験が自己肯定感や自己有用感、地域社会の一員としての主体性を高めることにつながることに、大きな意義があるとされています。

子どもが自分の考えや意見を表明できるよう、意識の醸成や機会の確保に努める必要があります。

施策方針

- ◇ 子どもの権利について理解を深めるための啓発に取り組みます。
- ◇ 子どもが自らの権利や相互の権利を尊重し合えるよう、人権教育等に取り組みます。
- ◇ 子どもの意見表明の機会の検討を進め、子どもの意見の把握と町の施策への反映に努めます。

主な取り組み

番号	取り組み	概 要	担 当
1	広報・啓発活動の推進	子どもの権利について、広報紙やホームページ、SNS等のほか、「人権週間」（12月4～10日）や「こどもまんなか 児童福祉週間」（5月5～11日）などの様々な機会を通じ、広報・啓発に取り組みます。	子ども家庭課
2	人権教育の推進	一人ひとりがかけがえのない存在であることを自覚し、互いに人間として尊重し合うところを育む人権教育を実践します。	教育課
3	道徳教育の充実	自己を見つめる力と他人を思いやることを育てる道徳教育の充実を図ります。また、豊かな人間関係を築く力を育み、子ども同士の幅広い仲間づくりを促進する指導を実践します。	教育課
4	子どもの意見表明の機会等の提供	子どもの意見表明の機会の確保に向けた検討を行うとともに、その前提として、町の施策等について、子どもにもわかりやすい情報の提供に努めます。	子ども家庭課
5	子ども意識、意向等の把握	子どもの意識、意向等を聴取し、町の施策の立案、実施、評価等に反映するため、「子ども意識調査」等の実施を検討します。	子ども家庭課

基本施策2 幼児教育の推進

幼児期は、知的、感情的な面、また、人間関係の面で、日々急速に成長する時期であり、その多くの時間を教育・保育の場で過ごすことから、その役割が非常に重要とされています。特に、少子化の進行により子どもやきょうだいの数が減少する中においては、子どもの健やかな育ちにとって必要となる同年齢や異年齢の幼児とかかわる機会の確保が求められています。しかし、人材の不足から、幼児教育・保育に携わる幼児教諭や保育士等の確保が困難な状況となっています。同年齢や異年齢の子どもとかかわりつつ、子どもの健やかな育ちを支える環境づくりに向け、引き続き、幼児教育・保育の推進に取り組む必要があります。

母親の社会進出や情報化社会の進展等により、子育てニーズが多様化していることから、低年齢児保育や延長保育、一時保育などの提供体制の確保も求められています。

施策方針

- ◇ 子どもの豊かな育ちを支える幼児教育・保育の質を確保するため、保育士等の人材確保に努めます。
- ◇ 多様化する保護者のニーズや地域の子育て支援に対応できるよう、幼稚園の機能強化を図ります。
- ◇ 子どもが健やかに育つよう、幼稚園と保健センターの連携を図るとともに、小学校での学習や生活に円滑に移行できるよう、幼稚園と小学校の連携を図ります。

主な取り組み

番号	取り組み	概 要	担 当
6	教育・保育事業 【子ども・子育て 支援給付】	幼稚園として、幼児教育・保育を効果的に実践するため、必要な体制の確保に取り組めます。 ※詳細は第5章に掲載	子ども家庭課 教育課
7	保育士等の確保と 育成	幼稚園教諭や保育士等の処遇改善をはじめとする労働環境に配慮するなど、人材の確保に努めます。また、幼稚園教諭や保育士等としての資質や指導力の向上と専門性を高めるための研修等を通じて人材育成に努めます。	子ども家庭課 教育課

番号	取り組み	概要	担当
8	低年齢児保育の拡充	3歳未満児受け入れ拡充のため、保育士等の確保と育成に努めます。	子ども家庭課
9	異年齢交流の推進	幼稚園において、異年齢児との生活を通じ、社会性や他人を思いやることを育てます。	子ども家庭課 教育課
10	特色ある教育・保育の充実	各幼稚園において地域の特色を生かした創意ある教育・保育を実践します。	子ども家庭課 教育課
11	障がい児保育の充実	障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもの状況を的確に把握し、適切な保育が提供されるよう、関係機関等と連携するとともに、保育士や看護師等の確保と育成に努めます。	子ども家庭課
12	母子保健事業との連携	園児が心身ともに健やかに育つよう、幼稚園と保健センターにおいて、健康・発達状況等の必要な情報の共有などに努めます。	子ども家庭課 保健センター
13	学校教育との連携	小学校での学習や生活に円滑に移行できるよう、幼稚園と小学校において、課題や発達段階に応じた必要な指導等の共有などに努めます。	子ども家庭課 教育課
14	延長保育事業 【地域子ども・子育て支援事業】	保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、幼稚園において通常の開所時間を延長して保育を行います。 ※詳細は第5章に掲載	子ども家庭課
15	一時保育事業 【地域子ども・子育て支援事業】	保護者の就労、入院、冠婚葬祭等により、緊急または一時的に保育が必要となる児童を幼稚園において一時的に預かります。 ※詳細は第5章に掲載	子ども家庭課
16	乳児等通園支援事業 【地域子ども・子育て支援事業】	幼稚園や保育園、認定こども園等に通っていない満3歳未満の子どもが短時間通園するための給付制度の実施について検討を進めます。 ※詳細は第5章に掲載	子ども家庭課

基本施策3 学校教育の推進

学童期は、生きる力を育むことをめざし、調和のとれた発達を図る重要な時期で、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期とされています。この時期においては、学校教育の充実はもとより、いじめやそれに起因する自殺の防止が重要な課題となっています。平成25年9月に制定された「いじめ防止対策推進法」において、いじめは、「いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるもの」とし、「児童等は、いじめを行ってはならない」と定められています。

神戸町においては、平成26年10月に「いじめ防止基本方針」を策定し、子どもの権利を守る観点から、いじめの未然防止や早期発見、早期対応等に努めてきました。とりわけ、いじめが発見された場合には、その解消に向けたよりきめ細かな支援が必要となっています。また、子どもの権利を守る観点からは、教員等による不適切な指導の防止なども求められています。

施策方針

- ✧ 子どもに必要な生きる力と思いやりのこころを育む学校教育をめざします。
- ✧ 学校と地域、家庭等との連携を図り、いじめの未然防止に取り組むとともに、いじめの早期発見・対応・解消に努めます。
- ✧ 教員の資質向上や学校施設の整備などに取り組み、教育環境の充実を図ります。
- ✧ 子どもが健やかに育つよう、保健センターとの連携を図るとともに、幼稚園から円滑に移行できるよう、幼稚園と小学校の連携を図ります。

主な取り組み

番号	取り組み	概要	担当
17	学力の確実な定着を図る授業改善	学力の低下が危惧されることから、研究指定校による先進的な授業の改善に取り組むとともに、各学校において少人数指導等の指導法の工夫改善により魅力ある授業づくりを推進し、学習意欲を高めていきます。また、子どものうちから読書に親しみ、その素晴らしさを味わい、読みとる力や考える力、考えをまとめる力を育みます。	教育課

番号	取り組み	概 要	担 当
18	学校支援員による学習支援	児童の習熟度に応じ、教科によって少人数授業等を行うため、学校支援員を配置し、きめ細かな指導を実践します。	教育課
19	体験活動・校外学習の充実	総合的な学習の時間などにおいて、自然体験や職場体験など、地域の人々や自然と関わる体験活動・校外学習の充実を図り、実体験を通して生きる力や人間性を育みます。	教育課
20	情報教育の推進	情報教育を推進するため、I C T（情報通信技術）を活用し、指導法の工夫改善を進めます。また、情報モラルの徹底を図り、インターネットなどの適切な利用等についての理解を深めます。	教育課
21	特色ある学校づくりの推進	各学校において地域の特色を生かした創意ある教育を実践します。	教育課
22	人権教育の推進（再掲）	一人ひとりがかけがえのない存在であることを自覚し、互いに人間として尊重し合うところを育む人権教育を実践します。	教育課
23	道徳教育の充実（再掲）	自己を見つめる力と他人を思いやることを育てる道徳教育の充実を図ります。また、豊かな人間関係を築く力を育み、子ども同士の幅広い仲間づくりを促進する指導を実践します。	教育課
24	いじめへの対策	「神戸町いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止や早期発見・対応・解消に努めます。	教育課
25	不登校への対応	不登校児童生徒に対し、スクールカウンセラー等による相談体制の充実を図り、学校全体で支援する体制を整備します。また、学校復帰に向け、教育支援センターにおいて支援を行います。	教育課
26	福祉教育の充実	総合的な学習の時間などにおいて、保育体験や福祉体験（社会福祉施設等での障がいのある児童や高齢者との交流など）を実施するとともに、地域で福祉活動を行っている人を講師として招くなどし、福祉のこころを育みます。	教育課
27	学校における相談体制の充実	臨床心理士等専門家による教育相談を行うとともに、スクールカウンセラー等による相談の充実に努めます。	教育課
28	学校施設の整備	児童生徒の安全・安心でより快適な教育環境の整備と充実を図ります。	教育課

番号	取り組み	概 要	担 当
29	教員の資質向上	教職員の資質能力の向上を図り、児童生徒への不適切な指導の防止に努めます。	教育課
30	学校における食育の推進	小中学校において、野菜づくり等の体験の充実を図るとともに、給食時間を中心に、食に関する正しい知識と望ましい食生活等の生活習慣を身につけられるよう、食育指導の充実を図ります。	教育課
31	母子保健事業との連携	児童生徒が心身ともに健やかに育つよう、保健センターと連携し、正しい生活習慣の確立や性に関する指導の充実などに努めます。	教育課 保健センター
32	幼稚園との連携	小学校での学習や生活に円滑に移行できるよう、幼稚園と小学校において、課題や発達段階に応じた必要な指導等の共有などに努めます。	教育課 子ども家庭課

基本施策4 配慮が必要な子どもへの支援

近年、子どもや家庭をめぐる問題が複雑化、多様化しており、社会的養護や支援を必要とする子どもとその家庭の早期発見、早期支援がますます重要となっています。

児童虐待の問題については、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、令和4年6月に児童福祉法等が改正され、「子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）」、「児童育成支援拠点事業（学校や家以外のこどもの居場所支援）」、「親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）」が新設されるなど、要保護児童等の支援の充実が図られました。より一層、地域や関係機関等と連携し、児童虐待の未然防止や早期発見・対応に取り組む必要があります。

障がいのある子どもについては、乳幼児健康診査等を通じて障がいの早期発見に努め、一人ひとりの特性や発達段階に応じた適切な医療や教育・保育を提供するとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援が求められています。また、障がいのある子の保護者に対しては、不安を軽減・解消するための相談や情報提供等に取り組む必要があります。

また、近年の国際化の進展に伴い、外国籍や外国につながる子どもも増えつつあることから、言葉の壁による情報取得の困難さや文化等の違いによる周囲の理解の不足の解消のほか、円滑な教育・保育の利用支援が必要となっています。

施策方針

- ✧ 児童虐待の防止に向けた広報・啓発に取り組むとともに、地域や関係機関等と連携し、児童虐待の早期発見、早期対応に努め、子どもの権利を守ります。
- ✧ 関係機関等と連携し、要保護児童等への支援に取り組むとともに、ヤングケアラーなど新たな課題等については実態把握や理解促進に努めます。
- ✧ 障がいのある子どもが可能な限り障がいのない子どもとともに学び、遊ぶことができるような環境づくりに努めるとともに、障がいのある子どもの発達段階に応じたきめ細かな支援と切れ目ない支援に取り組めます。
- ✧ 外国籍の子どもが日本語等を学ぶ機会を提供するとともに、その保護者等も含め、気軽に相談できる体制を整備します。

主な取り組み

番号	取り組み	概 要	担 当
33	児童虐待の防止に向けた広報・啓発活動の推進	広報紙やホームページ、SNS等のほか、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」(11月)など様々な機会を通じ、児童虐待の防止等について広報・啓発に取り組めます。	子ども家庭課
34	子どもを守る地域ネットワーク強化事業	要保護児童対策地域協議会の構成員である関係機関等とのネットワークを強化し、児童虐待の早期発見や早期対応、保護・支援体制の確立に努めます。	子ども家庭課
35	ヤングケアラーへの支援	広報紙やホームページ、SNS等により、ヤングケアラーについての認識と正しい理解の啓発に努めるとともに、関係機関等と連携して把握や対応に努めます。	健康福祉課 子ども家庭課 教育課
36	障がいのある子どもの療育と相談支援の充実	障害児相談支援や児童発達支援、放課後等デイサービスなどの障害児通所支援のほか、移動支援や日中一時支援等の適切な提供に努めるとともに、幼稚園における障がい児保育や小中学校における特別支援教育を推進します。	健康福祉課 子ども家庭課 教育課
37	児童発達支援「たんぽぽ学園」の充実	発達の遅れが疑われる就学前児童が、施設に通いながら日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを受ける児童発達支援について、指導の専門性を高めるなど、充実を図ります。	子ども家庭課
38	医療的ケア児への支援	医療的ケアが必要な子どもの支援体制の構築や多分野にまたがる支援の利用調整に取り組む医療的ケア児支援コーディネーターを配置に努めます。また、幼稚園や小中学校において、医療的ケア児への対応を行います。	健康福祉課 子ども家庭課 教育課
39	外国籍の子ども等への支援	外国籍の子どもが日本語等を学ぶ機会を提供するとともに、その保護者等も含め、気軽に相談できる体制を整備します。	まちづくり 戦略課

基本施策5 次代を担う子どもの育成

子どもが、地域社会を形成する一人として、等しくその人格や主体性が尊重され、自分の考えや意見が十分に聴かれ、地域社会に何らかの影響を与えていくことは、自己肯定感や自己有用感、地域社会の一員としての主体性を高め、次代の地域社会の担い手としての成長につながります。

このようにして、今を生きる子どもたちのこのまちへの誇りと愛着を育み、将来もこのまちで暮らし、子どもを育む主体となることにより、このまちへの誇りと愛着が引き継がれることになります。

こうした好循環の創出に向け、幼稚園、学校、地域などが連携し、地域全体を通じて意識の醸成を図る必要があります。

施策方針

- ◇ 子どもたちのこのまちへの誇りと愛着を育み、将来にわたって住み続け、次代の子育て支援等の担い手として活躍できるようなまちづくりを推進します。

主な取り組み

番号	取り組み	概要	担当
40	地域への誇りと愛着を育む教育・保育の推進	幼稚園、小中学校、地域などが連携し、ふるさとへの愛着と誇りを育む教育を推進します。	教育課 子ども家庭課
41	中学生の保育体験の充実	中学生を対象に、幼稚園において保育体験を行い、命の尊さや子育ての楽しさを感じることによって、健全な母性・父性を育みます。	教育課

基本目標Ⅱ 「親の幸せ」につながる 子育てを切れ目なく支えます

基本施策1 子育てに関する相談体制と情報発信の充実

神戸町では、令和7年4月に「こども家庭センター」を開設し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、児童福祉（子ども家庭総合支援拠点機能）と母子保健（子育て世代包括支援センター機能）の両面から一体的に相談支援を行うとともに、出産や子育てに関する情報の発信に取り組むこととしています。

今後は、これまで以上に気軽に相談いただけるよう、子育て支援センターを含めた体制の整備を図るとともに、出産や子育てに関する情報内容の充実と情報媒体の多様化に努める必要があります。

施策方針

- ◇ こども家庭センターや子育て支援センターにおける相談体制の充実に取り組み、子育てへの不安や孤立感の解消を図ります。
- ◇ 子育てガイドブックや町のホームページ等をはじめ、様々な媒体を通じ、子育て当事者が必要とする情報の発信に努めます。

主な取り組み

番号	取り組み	概要	担当
42	こども家庭センター事業 【地域子ども・子育て支援事業】	妊産婦から子育て家庭、子どもへの情報提供や相談支援を実施します。なお、実施にあたっては、関係機関と連携して対応します。 ※詳細は第5章に掲載	子ども家庭課 保健センター
43	子育て情報の発信	神戸町の子育て支援に関する情報を掲載したガイドブックを毎年4月に発行するとともに、広報紙や子育て支援アプリを通じて子育て支援に関する情報をわかりやすく提供します。	子ども家庭課 保健センター
44	子育て講座等の開催	子育て支援センターや幼稚園などの様々な人材や施設を活用し、親の教育力の向上のための家庭教育学級など、身近な場所での子育て講座・相談等を開催します。	生涯学習課
45	学習機会の提供	母子保健事業による両親学級の開催など、各段階に応じた学習機会を提供します。	子ども家庭課 保健センター

基本施策2 母子保健サービスの充実

母親に育まれ生まれた次代を担う子どもたちが健やかに成長するためには、妊娠期から出産期、乳幼児期にかけた切れ目のない支援が必要となり、地域全体で子どもの健やかな成長を支える環境づくりを進めていかなければなりません。

しかし、核家族化や地域のつながりの希薄化から、地域において子どもを育む力が低下しているため、子育てに対する負担感や不安感が大きくなっていると考えられます。そのため、令和4年6月の児童福祉法の改正により、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、児童福祉（子ども家庭総合支援拠点機能）と母子保健（子育て世代包括支援センター機能）の両面から（統合して）一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」を設置することとなり、神戸町では同センターを令和7年4月に開設することとしました。これまで以上に、安心して出産・子育てができるよう、子育て支援センターを含めた体制の整備と関係機関等と連携の強化に取り組む必要があります。また、健康診査等の母子保健サービスをきめ細かく展開するとともに、子どものころとからだの健康づくりを支援します。

施策方針

- ☆ 「こども家庭センター」において児童福祉と母子保健の両面からの一体的支援を行うとともに、関係機関等と連携し、妊娠、出産、子育てにわたる切れ目のない支援体制の整備に努めます。
- ☆ 妊婦が安心して過ごすことができるよう、健康診査や健康相談、保健指導等を行います。
- ☆ 母親の産後の心身のケアと育児の支援に努めるとともに、母子が安心して過ごすことができるよう、健康診査や訪問指導、予防接種、医療費助成等を行います。
- ☆ 地域において、安心して医療サービスが受けられるよう、関係機関・団体と連携し、小児医療体制の充実を図ります。
- ☆ 食に関する知識と食を選択する力を習得し、こころとからだの健康づくりと豊かな人間形成が図られるよう、食育を推進します。

主な取り組み

番号	取り組み	概 要	担 当
46	こども家庭センター事業 【地域子ども・子育て支援事業】	妊産婦から子育て家庭、子どもへの情報提供や相談支援を行います。なお、妊婦やその配偶者等には、面談等による情報提供や相談支援（伴走型相談支援）等を行うとともに、妊婦のための支援金（妊婦認定後5万円＋胎児数届け出後胎児1人あたり5万円）を給付します。 ※詳細は第5章に掲載	子ども家庭課 保健センター
47	妊婦健康診査事業 【地域子ども・子育て支援事業】	妊婦の健康の保持と増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施します。 ※詳細は第5章に掲載	保健センター
48	産婦健康診査事業	産婦の健康の保持と増進を図るため、産婦の健康診査に係る費用を助成します。	保健センター
49	新生児聴覚検査	新生児の「聞こえ」の状況を早期に確かめるため、検査費用の一部を助成し、すべての子どもが検査を受けるよう勧奨します。	保健センター
50	産後ケア事業 【地域子ども・子育て支援事業】	出産後概ね1年未満の母親と乳児を対象に、産後の育児不安等があったり、特に支援が必要と認められる場合に、健康状態や発育・発達状況のチェック、育児の相談やアドバイス等を行います。 ※詳細は第5章に掲載	保健センター
51	こんにちは赤ちゃん訪問事業 【地域子ども・子育て支援事業】	生後2か月ごろの乳児がいるすべての家庭を保健師等が訪問し、乳児とその保護者の心身の状況や養育環境等を把握するとともに、子育てに関する情報提供を行い、支援が必要な家庭については適切なサービス等につなげます。 ※詳細は第5章に掲載	保健センター
52	養育支援訪問事業 【地域子ども・子育て支援事業】	子どもの養育を行うために支援が必要な家庭に対し、妊娠期から訪問による相談、助言等を行います。 ※詳細は第5章に掲載	子ども家庭課 保健センター
53	乳幼児健康診査等	乳幼児期（3か月・1歳6か月・3歳児）に健康診査を実施し、病気等の予防、早期発見に努めるとともに、子育てへの不安等の解消を図ります。このほか、乳幼児相談（10か月・2歳児）を実施します。	保健センター

番号	取り組み	概 要	担 当
54	各種教室等の開催	妊娠中・後期に「もうすぐパパママ教室」(両親学級)や3～5か月児とその母親を対象に「産後ママゆったり教室」(ヨガ・ベビーマッサージ)、4～6か月児の保護者を対象に「離乳食教室」等を開催します。	保健センター
55	歯科検診の促進	妊娠期から歯の健康づくりに関する意識啓発を行うとともに、歯科健診の受診勧奨に努めます。また、乳幼児健康診査での歯科健診や乳幼児健康相談10か月児相談等での歯科保健指導の内容の充実を図ります。	保健センター
56	保健指導の充実	保健指導の体制の充実に努めるとともに、ハイリスクの妊婦や健診後に経過観察が必要と考えられる親子については、家庭訪問、電話相談などで継続的な支援を行います。また、必要に応じ、関係機関との連携を図り、早期支援につなげます。	保健センター
57	予防接種の促進	こんにちは赤ちゃん訪問事業などを通じて、予防接種の知識の普及に努め、医療機関での個別接種を促進します。なお、未接種者に対しては、乳幼児健康診査や就学児健診などで接種状況を確認し、勧奨します。	保健センター
58	医療費の助成	子どもの健康の保持と増進をはかるため、子どもの医療費の助成を実施します。	住民保険課
59	小児医療等の充実	関係機関等と連携し、小児の休日・夜間診療の体制整備を図るとともに、人工呼吸、応急処置など、救急医療に関する知識を学習する機会を提供します。	保健センター
60	食育の推進	すこやかプラン21に基づき、乳幼児期からよりよい食生活や食習慣を身につけられるよう、食育に取り組みます。	保健センター

基本施策3 子ども・子育て支援サービスの充実

核家族化や地域のつながりの希薄化から、子育てをする保護者が孤立し、不安や負担が大きくなっています。また、母親の就労や情報化社会の進展等により、子育てニーズが多様化していることもあることから、様々な支援サービスが求められています。

こうした状況を踏まえ、国において、「子ども・子育て支援法」や「児童福祉法」など、各種法律・制度の整備が進められています。神戸町としても、こうした状況に対応するため、「子ども・子育て支援法」等やそれらに基づく指針等を踏まえつつ、地域の実情を考慮し、子育て支援サービスの充実に努める必要があります。

※子育て支援サービス等の具体的な取り組みなどは第5章において詳細に示します。

施策方針

- ◇ 保護者の就労や育児疲れなどのニーズを踏まえ、延長保育や一時保育、病児・病後児保育などの「地域子ども・子育て支援事業」の提供体制の確保に努めるとともに、サービスの質の向上を図ります。
- ◇ 子育て支援センター等における子育ての当事者同士の交流等を通じ、子育てへの不安や孤立感の解消を図ります。

主な取り組み

番号	取り組み	概要	担当
61	延長保育事業 (再掲) 【地域子ども・子育て支援事業】	保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、幼稚園において通常の開所時間を延長して保育を行います。 ※詳細は第5章に掲載	子ども家庭課
62	一時保育事業 (再掲) 【地域子ども・子育て支援事業】	保護者の就労、入院、冠婚葬祭等により、緊急または一時的に保育が必要となる児童を幼稚園において一時的に預かります。 ※詳細は第5章に掲載	子ども家庭課
63	病児・病後児保育事業 【地域子ども・子育て支援事業】	病気や病気回復期のため、幼稚園等で集団保育が困難で自宅療養が必要な間、病院・診療所に付設された専用スペース等で保育を行います。 ※詳細は第5章に掲載	子ども家庭課

番号	取り組み	概 要	担 当
64	子育て短期支援事業 【地域子ども・子育て支援事業】	保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった子どもをお預かりします。 ※詳細は第5章に掲載	子ども家庭課
65	乳児等通園支援事業（再掲） 【地域子ども・子育て支援事業】	幼児園等に通っていない満3歳未満の子どもが短時間通園するための給付制度の実施について検討を進めます。 ※詳細は第5章に掲載	子ども家庭課
66	子育て支援センター事業 【地域子ども・子育て支援事業】	子育て支援センター「おひさま」において、未就園児の保護者に対する相談や情報提供のほか、親同士が子育てのよろこびや悩みをわかち合う子育てサークルの活動の場の提供などの支援に取り組みます。 ※詳細は第5章に掲載	子ども家庭課
67	かんがる一広場の充実	就園前の子どもの保護者への相談や親子の交流の場として、各幼児園で開催しているかんがる一広場の充実に取り組みます。	子ども家庭課
68	多子世帯への支援	多子世帯に対して保育料の軽減などを実施します。	子ども家庭課

基本施策4 こどもの貧困解消対策の推進

貧困により、日々の食事に困るこどもや学習の機会や部活動、地域クラブ活動等に参加する機会を十分に得られないこども、進学をあきらめざるを得ないこどもなど、その権利が侵害された状況で生きているこどもたちがいます。こうしたこどもたちの貧困状態を解消していくことはもとより、これからも様々な場面で不利な状況におかれ、貧困から抜け出せない、いわゆる貧困の連鎖を防ぐ対策も必要となっています。

そのため、国は、平成25年6月、「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）の精神にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定し、その後の「こども基本法」の制定を経て、令和6年6月に、「こどもの貧困の解消に向けた対策推進法」へと改正が行われました。改正法では、現在のこどもの貧困を解消しつつ、将来のこどもの貧困を防ぐこと、また、妊娠から出産まで、さらに、そのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われること、こどもの貧困がその家族の責任に係る問題としてのみ捉えられるべきものではなく、こどもの貧困に関する住民の理解を深めることなどが求められています。

こうした状況を踏まえ、神戸町としても、「こどもの貧困の解消に向けた対策推進法」に基づく大綱を含む「こども大綱」を踏まえつつ、地域の実情を考慮し、こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（施策方針や取り組み）を定め、取り組みの推進を図る必要があります。

施策方針

- ◇ 現在のこどもの貧困を解消しつつ、将来のこどもの貧困を防ぎ、すべてのこどもが夢と希望を持って成長していけるよう、貧困の状態にある家庭に対し、教育支援や生活支援、就労支援及び経済的支援に取り組みます。
- ◇ こどもの貧困がその保護者の責任の問題としてのみ捉えられることのないよう、正しい理解の啓発に努めます。

主な取り組み

番号	取り組み	概 要	担 当
69	教育支援	生活保護を受けているなど、経済的に困窮している小中学生の保護者に対し、学用品費や修学旅行費など一定の援助を行います。	教育課
70	生活支援	生活に困窮する世帯など、支援を必要とする子どもの健やかな育成をめざす子ども食堂や学習支援等を実施する団体に対する必要な支援について検討を進めます。	子ども家庭課
71	就労支援	生活に困窮する世帯の生活の安定を図るため、保護者の就労機会の確保を図ります。	健康福祉課
72	経済的支援	生活に困窮する世帯の経済的自立を図るため、医療費の助成、保育料等の負担軽減を行います。	健康福祉課 子ども家庭課
73	こどもの貧困に関する広報・啓発活動の推進	こどもの貧困に関する正しい理解の普及のため、広報紙やホームページ、SNSなどの様々な機会を通じ、広報・啓発に取り組みます。	子ども家庭課

基本施策5 ひとり親家庭等の自立支援の推進

日本の子どもの貧困率（相対的に貧困の状態にある割合）が令和3年で11.5%であるのに対し、ひとり親家庭における貧困率は44.5%と、OECD加盟国の中でも非常に高い水準で推移しています。特に、ひとり親家庭を取り巻く就労環境は厳しく、子育て支援に加え、就業支援、経済的支援など、自立に向けた総合的な支援が必要とされています。

また、配偶者等からの暴力（以下、「DV」といいます。）により、そうした状況に余儀なくされることもあります。DVは、犯罪行為を含む重大な人権侵害であり、その防止には地域社会全体で取り組む必要があります。被害は、配偶者に対してだけでなく、その子どもに及ぶことがあります。したがって、被害者とともに、同伴する子どもへの心理的ケアや避難後の安全が確実に保障される体制づくりが重要となります。

施策方針

- ◇ ひとり親家庭からの相談に対応する体制を確保するとともに、自立に向け、住居等の確保にかかる支援や親に対する就労支援等に取り組みます。
- ◇ DVの被害者とその子どもの相談に対応するとともに、自立に向けた支援等に努めます。

主な取り組み

番号	取り組み	概要	担当
74	ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭の生活の安定を図るため、保護者の就労機会の確保に努めます。	子ども家庭課
75	ひとり親家庭への経済的支援	ひとり親家庭の経済的自立を図るため、医療費の助成、保育料等の軽減などを行います。	子ども家庭課
76	DV被害者とその子どもへの支援	広報紙やホームページ、SNS等により、DV相談窓口の周知を図り、相談に対応するとともに、自立に向けた支援等を行います。	子ども家庭課

基本目標Ⅲ 「地域の幸せ」に向け 地域の子育て力を高めます

基本施策1 地域の子育て意識の醸成

乳児期における情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じ、子ども一人ひとりが、かけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれる環境をつくっていくことは、地域社会の責任でもあります。

近年、核家族化や地域のつながりの希薄化から、地域において子どもを育む力が低下していると考えられていますが、子育てに対する負担感や不安感を解消するためには、地域が持つ子どもを育てる力に期待が寄せられています。まずは、地域住民の子育て支援への関心を高めるとともに、その重要性についての認識を深めるなど、子育て機運の向上を図る必要があります。

施策方針

- ◇ 子育て支援への関心と重要性についての認識を深め、子育て機運の向上を図るとともに、子育て支援活動への参画を促進します。

主な取り組み

番号	取り組み	概要	担当
77	子育て支援への地域の意識の醸成	子育てを地域全体で支援していく意識を醸成するため、様々な機会を通じて理解と協力を働きかけます。	子ども家庭課
78	地域のおじさん・おばさん運動の推進	地域の子どもを地域で守り育み支援する大人「地域のおじさん、おばさん運動」の啓発に取り組みます。	生涯学習課

基本施策2 地域ぐるみの子育て支援の促進

近年、核家族化や地域のつながりの希薄化から、地域において子どもを育む力が低下していると考えられていますが、子育てに対する負担感や不安感を解消するためには、地域が持つ子どもを育てる力に期待が寄せられています。

また、子どもの健やかな成長のため、身近な地域の人々や異学年の子どもたちとかわる機会を持つことができるような居場所づくりが求められています。

そのため、放課後児童クラブやファミリー・サポート・センター事業の充実を図るとともに、民生委員・児童委員等による児童福祉活動や身近な地域における様々な自主的な活動を促進していく必要があります。

施策方針

- ◇ 放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」の提供体制の確保に努めるとともに、サービスの質の向上を図ります。
- ◇ 地域の行事、スポーツ、文化活動等を通じ、子どもの育ちを支援するとともに、地域福祉活動を支える人材の育成を推進します。

主な取り組み

番号	取り組み	概要	担当
79	放課後児童クラブ 【地域子ども・子育て支援事業】	就労等の理由により、保護者が昼間に家庭にいない子どもの放課後の居場所を提供します。 ※詳細は第5章に掲載	教育課
80	放課後子ども教室	子どもの居場所づくりとして、地域ボランティアによる放課後子ども教室を開催します。様々な活動を通して地域交流の推進を図ります。	生涯学習課
81	ファミリー・サポート・センター事業 【地域子ども・子育て支援事業】	育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の援助を行いたい人（援助会員）を会員として、地域における育児を支援する相互援助活動（有償）を行います。 ※詳細は第5章に掲載	子ども家庭課
82	子育てボランティアの育成支援	社会福祉協議会と連携し、子育て支援にかかわるボランティアの育成とその活動を支援します。	子ども家庭課

番号	取り組み	概 要	担 当
83	住民団体の育成支援	社会福祉協議会と連携し、子育て支援にかかわるボランティア団体の育成とその活動を支援します。	子ども家庭課
84	民生委員児童委員、主任児童委員活動の活性化	地域の身近な相談役としての役割が十分果たせるよう、地域活動の情報提供や参加等を通じて地域との連携や地域課題を把握し、活動の活性化を支援することにより、相談の充実を図ります。	健康福祉課
85	子ども会・青少年団体活動の活性化	子ども会の育成強化と地域の子どもリーダーの養成に取り組みます。	生涯学習課
86	地域における子どものスポーツ活動の推進	子どもから高齢者まで、生涯にわたりスポーツに親しむ環境づくりのため、ごうどスポーツクラブ、少年団、部活動の支援に取り組みます。スポーツ推進委員やスポーツ協会等と連携し、地域におけるスポーツ活動の推進を図ります。	生涯学習課
87	地域における子どもの文化活動の推進	子どものころから芸術文化に触れたり、活動したりできるよう、子ども向けの教室を開催し、文化活動を推進します。	生涯学習課
88	図書館の充実	児童図書等の充実を図り、子どもや保護者の読書活動を促進します。	生涯学習課
89	居場所の充実	身近な居場所として、児童館の整備（令和7年度中に開設予定）を推進するとともに、公園等の整備に努めます。	子ども家庭課 建設課
90	児童育成支援拠点事業（児童館の整備） 【地域子ども・子育て支援事業】	養育環境等の課題を抱える主に学齢期の子どもの居場所となる拠点を児童館の開設にあわせて整備し、子どもに生活の場を提供するとともに、子どもとその保護者に対しての相談等の支援を行います。 ※詳細は第5章に掲載	子ども家庭課

基本施策3 子どもと仕事が両立できる環境づくり

結婚・出産後も仕事を続けたい女性が多くなっており、共働き世帯が増える中、仕事と家庭生活の両立を図るためには、男性の子育てや家事への参画を促進するなど、共働き世帯における共育てを推進していくことが重要です。

企業には、育児休業制度や短時間勤務制度等の導入と適切な運用、多様な就労形態の充実や労働時間の短縮、母性保護の徹底による健康管理など、働く保護者が子育てをしやすい環境づくりが求められています。

一方、行政は、延長保育や放課後児童クラブなどの多様なサービスを提供するとともに、事業主や勤労者に向けた意識啓発に取り組み、地域社会全体で子育てを応援するためのけん引役としての役割を果たしていく必要があります。

また、子育てや家事、近所つきあいなどの家庭生活とそれを支える仕事のバランスがとれた暮らし（ワーク・ライフ・バランス）は、よろこびや生きがいをもたらします。このワーク・ライフ・バランスの推進は、子育て家庭はもちろん、子どもがいる、いないにかかわらず、安心して豊かに生活していくためにはとても重要なことです。

誰もが安心して豊かに生活し、一人ひとりが望む生き方が実現できるよう、地域社会全体でワーク・ライフ・バランスを意識した取り組みを推進していく必要があります。

施策方針

- ◇ 性別にかかわらず、自らの意思に基づき多様な働き方や生き方が選択できるよう、男女共同参画の啓発に取り組みます。
- ◇ 企業等に対し、女性が働きやすく活躍できる環境づくりや男女とも育児休業等を取得しやすい環境づくりなどを働きかけることにより、共働き・共育てを推進します。
- ◇ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた社会的気運の醸成を図り、子育て時間等の確保を促進します。

主な取り組み

番号	取り組み	概 要	担 当
91	男女共同参画の推進	男女共同参画の実現に向け、広報紙やホームページ、SNS等のほか、「男女共同参画週間」（6月23～29日）などの様々な機会を通じ、広報・啓発に取り組みます。	まちづくり 戦略課
92	企業等への啓発活動の推進	町内の企業等の事業主に対し、一般事業主行動計画の策定・推進や育児休業制度など各種制度の導入・運用などについて働きかけます。また、勤労者に対しては、育児休業制度など各種制度の周知を図り、活用の促進を図ります。	まちづくり 戦略課
93	母性健康管理指導事項連絡カードの周知	働く女性の母性保護の観点から、母性健康管理制度や「母性健康管理指導事項連絡カード」の周知を図ります。	保健センター
94	子育て支援への地域の意識の醸成（再掲）	地域住民が仕事と子育ての両立の困難さなど、子育て家庭が抱える問題を理解し、子育てを地域全体で支援していく意識を醸成するため、様々な機会を通じて理解と協力を働きかけます。	子ども家庭課
95	ワーク・ライフ・バランスの促進	ワーク・ライフ・バランスの趣旨等について、広報紙やホームページ、SNS等のほか、「男女共同参画週間」（6月23～29日）などの様々な機会を通じ、広報・啓発に取り組みます。	まちづくり 戦略課
96	「早く家庭に帰る日」の普及促進	「岐阜県家庭教育支援条例」では、毎月第3日曜日を「家庭の日」とし、8のつく日を「早く家庭に帰る日」として、「家庭教育を実践する日」としていることから、これらの普及促進に努めます。	生涯学習課

基本施策4 安全・安心な地域づくり

地域における子育てと子どもの健やかな育ちを支えるためには、誰もが安全・安心に暮らすことができるような環境づくりが欠かせません。

とりわけ、子どもやその保護者等が学んだり、遊んだりする場所の安全の確保はもとより、その場所に行くまでの交通安全の確保も必要となります。さらに、子どもが犯罪等に巻き込まれることのないよう、防犯対策を推進するとともに、子どもが犯罪等にかかわることのないよう、非行防止に取り組む必要があります。

施策方針

- ◇ 子どもやその保護者等が安心して利用できるよう、子育て関連施設の環境改善等を推進します。
- ◇ 子どもやその保護者等が安心して外出できるよう、親子や子どもが使いやすい公共施設や道路の整備を推進します。
- ◇ 犯罪、ネット上のトラブルなどから子どもたちを守る活動を推進するとともに、青少年の非行防止に努めます。

主な取り組み

番号	取り組み	概 要	担 当
97	子育て関連施設の環境改善等	令和6年度に新設された「こども・子育て支援事業債（こども債）」を必要に応じて活用し、子育て関連施設等におけるエアコンの設置や園庭の整備、防犯設備の設置、バリアフリー改修、遊具の設置等の環境整備に取り組めます。	総務課 子ども家庭課 建設課 ほか
98	ユニバーサルデザインの推進	子どもや妊婦等も含め、誰にでも使いやすいよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた公共施設や道路の整備を推進します。	建設課 ほか
99	通学路や生活道路の整備	通学路や生活道路、遊び場、河川など、子どもにとって危険な場所を点検し、必要な改修・改善を行います。なお、信号機や横断歩道などの整備が必要な場合には、警察と協議します。	総務課 建設課 教育課
100	防犯灯の整備	夜間の犯罪・事故を防止し、通学路などの安全を確保するため防犯灯のLED化と整備を推進します。	総務課

番号	取り組み	概 要	担 当
101	子ども110番の家の推進	学校、地域等が連携して子どもを危険から守る「子ども110番の家」の推進を図ります。	生涯学習課
102	少年非行の早期発見、防止活動の推進	少年非行の早期発見や防止のためのパトロール等を行います。また、少年非行に関する相談体制の充実を図ります。	生涯学習課

第5章 子ども・子育て支援事業の円滑な実施

1 制度の概要

子ども・子育て支援事業は、「子ども・子育て支援法」とこれに基づき国において示される「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」といいます。）を踏まえ、年度ごとの事業量の見込みとその確保方策等を計画し、それに基づき実施することとされています。

子ども・子育て支援制度は、幼稚園、保育所、認定こども園等における教育・保育に関する「子ども・子育て支援給付」（児童手当等は除く）と市町村が地域の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」に大別されます。

図表5-1 市町村における「子ども・子育て支援給付」（児童手当等は除く）

子ども・子育て支援給付	
1	施設型給付（特定教育・保育施設） ・ 幼稚園 ・ 保育所 ・ 認定こども園（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）
2	地域型保育給付（地域型保育事業） ・ 小規模保育事業 ・ 家庭的保育事業 ・ 居宅訪問型保育事業 ・ 事業所内保育事業

令和4年6月の「児童福祉法」等の改正、令和6年6月の「子ども・子育て支援法」等の改正により、地域子ども・子育て支援事業の充実に向け、主に次の事業が追加されました。

- ・妊婦等包括相談支援事業
- ・子育て世帯訪問支援事業
- ・児童育成支援拠点事業
- ・親子関係形成支援事業
- ・産後ケア事業
- ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

図表5-2 「地域子ども・子育て支援事業」

法律上の事業		神戸町における事業	掲載頁
1	利用者支援事業 (妊婦等包括相談支援事業を含む)	利用者支援事業 (妊婦等包括相談支援事業を含む)	74
2	時間外保育事業	延長保育事業	76
3	放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブ	77
4	子育て短期支援事業	子育て短期支援事業	78
5	乳児家庭全戸訪問事業	こんにちは赤ちゃん訪問事業	79
6	養育支援訪問事業	養育支援訪問事業	80
	要保護児童等支援事業	要保護児童等支援事業	80
	・子育て世帯訪問支援事業	—	80
	・児童育成支援拠点事業	児童育成支援拠点事業	80
	・親子関係形成支援事業	—	80
7	地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター事業等	82
8	一時預かり事業	一時保育事業	83
9	病児保育事業	病児・病後児保育事業	85
10	子育て援助活動支援事業	ファミリー・サポート・センター事業	86
11	妊婦健康診査事業	妊婦健康診査事業	87
12	産後ケア事業	産後ケア事業	88
13	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) * 令和8年度から制度開始予定	—	89
14	実費徴収に係る補足給付事業	—	89
15	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	—	89

2 教育・保育提供区域の設定

「子ども・子育て支援法」に基づく基本指針においては、地理的条件、人口、交通事情等を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができる可能な区域として、教育・保育提供区域を定めることとしています。

この計画における教育・保育提供区域は、「第二期神戸町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第二期計画」といいます。）に引き続き、町全域を1つの区域として設定します。

3 子ども人口の推計

子ども・子育て支援事業の年度ごとの量の見込みとその確保方策等を定めるにあたり、事業の対象となる子どもの人数を踏まえる必要があります。

この計画の期間内において事業の対象となる年齢（小学生まで）の人口について、過去の人口動態から変化率を求め、将来人口を推計するコーホート変化率法に基づき算出すると、次のとおりとなります。

計画の最終年度である令和11年には、5歳以下の子どもの数が616人とやや減少しますが、小学生までの数は659人と大きく減少すると予測されます。

図表5-3 神戸町の子ども人口の推計

区分	令和6年※	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	92	99	99	97	97	95
1歳	88	99	106	106	104	104
2歳	117	88	98	105	105	103
3歳	107	117	88	98	105	105
4歳	116	109	119	90	101	108
5歳	110	115	108	118	89	101
小計	630	627	618	614	601	616
6歳	120	110	115	108	118	89
7歳	135	120	110	115	108	118
8歳	141	136	121	111	116	109
9歳	153	140	135	120	110	115
10歳	132	153	140	135	120	110
11歳	168	130	151	138	133	118
小計	849	789	772	727	705	659
合計	1,479	1,416	1,390	1,341	1,306	1,275

※令和6年は4月1日時点の状況（実績）

4 事業の量の見込みと確保方策等

ここでは、神戸町における今後の子どもの人口の推移をもとに、令和5年度に実施した「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」の結果やこれまでの利用実績などを総合的に勘案して算出した、教育・保育（子ども・子育て支援給付）と地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策等を示します。

I 教育・保育（子ども・子育て支援給付）

特定教育・保育施設としては、幼稚園、保育所、認定こども園（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）があり、神戸町では幼児園（保育所）を4か所運営しています。

また、市町村が認可する地域型保育事業として、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業がありますが、町内にはこれらの事業を行う施設はありません。なお、これらの事業を行うことを認可した際は、幼児園と当該施設との連携を図ります。

なお、上記施設の利用にあたっては、子どもの保育の必要性について、国の定める客観的な基準に基づいた市町村の認定を受ける必要があり、その区分は次の3区分です。施設利用に係る給付にあたっては、公正かつ適正な支給に努めるとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性の向上等について、必要に応じて、検討を行います。

図表5-4 子ども・子育て支援給付支給認定区分

区 分	1号認定	2号認定	3号認定
対象年齢	満3歳以上の小学校就学前の子ども		満3歳未満の子ども
対象条件	2号認定以外の子ども	保護者の就労または疾病、その他の国の定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難な場合	

このほかにも、国が直接支援する企業主導型保育事業を行う施設と市町村が支援する認可外保育施設がありますが、町内に該当する施設はありません。なお、認可外保育施設などの特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使にあたっては、岐阜県と連携して取り組みます。

第二期の実績

教育・保育の提供量に概ね不足はなく、待機児童はいない状況ですが、0歳児の利用率が上昇傾向にあります。

図表5-5 教育・保育の利用実績等

単位：人／％

区 分		1号	2号	3号		
		3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳
令和2年度	①子どもの人口	428	428	102	115	114
	②利用実績（園児数）	100	265	16	125	
	③提供量（定員数）	110	270	30	120	
	内 特定教育・保育施設	110	270	30	120	
	地域型保育事業	—	—	—	—	
	企業主導型保育事業	—	—	—	—	
	認可外保育施設	—	—	—	—	
	過不足（③－②）	10	5	14	△5	
令和3年度	①子どもの人口	387	387	90	113	112
	②利用実績（園児数）	91	278	8	112	
	③提供量（定員数）	110	270	30	120	
	内 特定教育・保育施設	110	270	30	120	
	地域型保育事業	—	—	—	—	
	企業主導型保育事業	—	—	—	—	
	認可外保育施設	—	—	—	—	
	過不足（③－②）	19	△8	22	8	
令和4年度	①子どもの人口	367	367	111	103	116
	②利用実績（園児数）	74	258	5	118	
	③提供量（定員数）	110	270	30	120	
	内 特定教育・保育施設	110	270	30	120	
	地域型保育事業	—	—	—	—	
	企業主導型保育事業	—	—	—	—	
	認可外保育施設	—	—	—	—	
	過不足（③－②）	36	12	25	2	
令和5年度	①子どもの人口	351	351	88	122	105
	②利用実績（園児数）	66	257	31	94	
	③提供量（定員数）	110	270	30	120	
	内 特定教育・保育施設	110	270	30	120	
	地域型保育事業	—	—	—	—	—
	企業主導型保育事業	—	—	—	—	—
	認可外保育施設	—	—	—	—	—
	過不足（③－②）	44	13	△1	26	
令和6年度	①子どもの人口	333	333	92	88	117
	②利用実績（園児数）	56	239	22	109	
	③提供量（定員数）	110	270	30	120	
	内 特定教育・保育施設	110	270	30	120	
	地域型保育事業	—	—	—	—	
	企業主導型保育事業	—	—	—	—	
	認可外保育施設	—	—	—	—	
	過不足（③－②）	54	31	8	11	
令和6年度	利用率（②／①）			23.9	53.2	

第三期の計画

教育・保育へのニーズには対応できると考えますが、1～2歳児については、母親の就労状況を考慮し、利用率が高い傾向が続くと見込まれます。

図表5-6 教育・保育の量の見込みと確保方策

単位：人／％

区 分		1号	2号	3号		
		3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳
令和7年度	①子どもの推計人口	341	341	99	99	88
	②量の見込み	58	235	25	48	46
	③確保方策	110	270	30	55	65
	内 特定教育・保育施設	110	270	30	55	65
	内 地域型保育事業	—	—	—	—	—
	内 企業主導型保育事業	—	—	—	—	—
	内 認可外保育施設	—	—	—	—	—
	過不足（③－②）	52	35	5	7	19
令和8年度	①子どもの推計人口	315	315	99	106	98
	②量の見込み	54	217	25	51	51
	③確保方策	110	270	30	55	65
	内 特定教育・保育施設	110	270	30	55	65
	内 地域型保育事業	—	—	—	—	—
	内 企業主導型保育事業	—	—	—	—	—
	内 認可外保育施設	—	—	—	—	—
	過不足（③－②）	56	53	5	4	14
令和9年度	①子どもの推計人口	306	306	97	106	105
	②量の見込み	52	211	25	51	55
	③確保方策	110	270	30	55	65
	内 特定教育・保育施設	110	270	30	55	65
	内 地域型保育事業	—	—	—	—	—
	内 企業主導型保育事業	—	—	—	—	—
	内 認可外保育施設	—	—	—	—	—
	過不足（③－②）	58	59	5	4	10
令和10年度	①子どもの推計人口	295	295	97	104	105
	②量の見込み	51	204	25	50	55
	③確保方策	110	270	30	55	65
	内 特定教育・保育施設	110	270	30	55	65
	内 地域型保育事業	—	—	—	—	—
	内 企業主導型保育事業	—	—	—	—	—
	内 認可外保育施設	—	—	—	—	—
	過不足（③－②）	59	66	5	5	10
令和11年度	①子どもの推計人口	314	314	95	104	103
	②量の見込み	54	216	24	50	54
	③確保方策	110	270	30	55	65
	内 特定教育・保育施設	110	270	30	55	65
	内 地域型保育事業	—	—	—	—	—
	内 企業主導型保育事業	—	—	—	—	—
	内 認可外保育施設	—	—	—	—	—
	過不足（③－②）	56	54	6	5	11
令和11年度	利用率（②／①）			25.3	48.1	52.4

今後の取り組み等

- すべての子どもが健やかに育つことができるよう、また、保護者の多様なニーズに対応できるよう、教育・保育に携わる保育士等の確保と育成に努めます。
- 障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子ども、外国籍の子どもなど、支援が必要な子どもについて、その状況を的確に把握し、適切な教育・保育が提供されるよう、関係機関等と連携するとともに、保育士や看護師等の確保と育成に努めます。
- 小学校での学習や生活に円滑に移行できるよう、幼稚園と小学校の連携に努めます。

Ⅱ 地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援事業

子どもやその保護者が身近な場所において、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を適切に選択し、円滑に利用することができるよう、情報提供を行うとともに、利用にあたっての相談に応じる事業です。

第二期の実績

子育て世代包括支援センターを設置し、妊産婦や子育て家庭への情報提供や相談支援を行っています。また、子育て支援センター「おひさま」においても、子育てに関する情報を提供するとともに、相談に応じています。

図表5-7 利用者支援事業の実績

単位：か所

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型	設置数		1	1	1	1
母子保健型	設置数		1	1	1	1

第三期の計画

令和7年4月からこども家庭センターを開設し、妊産婦から子育て家庭、子どもへの情報提供や相談支援を行います。また、同センターにおいて、妊婦やその配偶者等に面談等により情報提供や相談支援（伴走型相談支援）等を行い、あわせて妊婦のための支援金（妊婦認定後5万円＋胎児数届け出後胎児1人あたり5万円）を給付する妊婦等包括相談支援事業を実施します。なお、「おひさま」においても、子育てに関する情報を提供するとともに、相談に応じていきます。

図表5-8 利用者支援事業の量の見込みと確保方策

単位：か所

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保方策	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保方策	1	1	1	1	1

図表5－9 妊婦等包括相談支援事業の量の見込みと確保方策

区 分	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
妊娠届出数(人)	105	105	105	105	100
1人当たり面談回数(回)	2	2	2	2	2
面談延回数(回)	210	210	210	210	200

今後の取り組み等

- ・情報提供については、子育てガイドブックや子育て支援アプリの活用を含め、内容の充実を図ります。
- ・相談支援にあたっては、子育ての悩みや不安などにかかわらず、ひきこもりやヤングケアラー、虐待などの問題を抱える子どもやその保護者等も気軽に相談できる体制づくりを進めるとともに、関係機関等と連携して適切な支援につなげます。

② 延長保育事業（時間外保育事業）

保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、幼稚園、保育所、認定こども園等において通常の開所時間（11 時間）を延長して保育を行う事業です。

第二期の実績

町内の幼稚園（保育園部）4園すべてにおいて午前7時から午後7時まで保育を実施しています。

図表5-10 延長保育事業（時間外保育事業）の実績

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用児数 （人月）	769	808	798	756	750
実施施設数 （か所）	4	4	4	4	4

※令和6年度の利用児数は見込み

第三期の計画

引き続き、幼稚園4園において提供体制の確保を図ります。

図表5-11 延長保育事業（時間外保育事業）の量の見込みと確保方策 単位：人月

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	784	725	704	679	722
②確保方策	790	790	790	790	790
過不足（②－①）	6	65	86	111	68

今後の取り組み等

- ・午後7時以降の延長保育や日曜・祝日における保育の実施に向けては、保育士等の確保が不可欠であることから、ニーズ等を踏まえて慎重に検討します。

③ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

就労等の理由により、保護者が昼間に家庭にいない子どもの放課後の居場所を提供し、指導員の活動支援のもと、子どもの健全育成を図る事業です。

第二期の実績

町内の小学校4校区すべてにおいて放課後児童クラブを開設し、小学1年生から4年生を対象に平日の午後6時（延長は午後7時）まで実施しています。また、夏休みなどの長期休暇期間中の平日と学校行事に伴う振替休業日は、午前8時から午後6時まで（延長は午前7時からと午後7時まで）実施しています。なお、長期休暇期間中の平日は、小学5・6年生も対象に実施しています。

図表5-12 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の実績

単位：人

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1～4年生	258	267	262	264	277
5・6年生	74	67	62	72	64

第三期の計画

引き続き、小学校4校区において放課後児童クラブを開設し、提供体制の確保に努めます。

図表5-13 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の量の見込みと確保方策 単位：人

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	315	305	287	282	266
1～4年生	255	243	229	228	217
5・6年生	60	62	58	54	49
②確保方策	320	310	300	300	280
過不足(②-①)	5	5	13	18	14

今後の取り組み等

- ・放課後児童クラブにおける活動の充実に向け、支援員等の資質の向上に努めます。
- ・障がいのある子どもなどともに活動できる環境づくりに努めます。
- ・放課後児童クラブの開設に加え、子どもの居場所づくりとして、放課後子ども教室や子ども食堂、学習支援の場の開設等の支援について検討します。

④ 子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった子どもを児童養護施設や母子生活支援施設等において預かる事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

第二期の実績

短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）は町外の3施設、夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）は町外の2施設と契約して実施しています。

図表5-14 子育て短期支援事業の実績

単位：日

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
短期入所生活援助事業利用日数	0	0	0	0	1
夜間養護等事業利用日数	0	0	0	0	1

※令和6年度は見込み

第三期の計画

既存の5施設との契約を継続し、提供体制の確保を図ります。

図表5-15 子育て短期支援事業の量の見込みと確保方策

単位：人

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保方策	2	2	2	2	2
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

今後の取り組み等

- ・事業の周知を図るとともに、提供体制の拡充に努めます。

⑤ こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師等が訪問し、乳児とその保護者の心身の状況や養育環境等を把握するとともに、子育てに関する情報提供を行い、支援が必要な家庭については適切なサービス等につなげる事業です。

第二期の実績

保健師等により、生後2か月ごろの乳児がいるほぼすべての家庭への訪問を実施しています。

図表5-16 こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）の実績 単位：件

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問件数	96	101	95	89	83

※令和6年度は見込み

第三期の計画

引き続き、生後2か月ごろの乳児がいるすべての家庭への訪問に努めます。

図表5-17 こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）の量の見込みと確保方策

単位：件

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	99	99	97	97	95
②確保方策	99	99	97	97	95

今後の取り組み等

- ・生後2か月ごろの乳児がいるすべての家庭への訪問の確実な実施やより充実した支援を行うため、妊婦健康診査事業や産後ケア事業等との連携を図るとともに、保健師等と資質の向上に取り組みます。
- ・特に支援が必要と認められる家庭については、養育支援訪問事業につなげていきます。

⑥ 養育支援訪問事業等

子どもの養育を行うために支援が必要な家庭を保健師等が訪問し、妊娠期から訪問による相談、助言等を行うとともに、家事等を援助するヘルパーの派遣を行う事業です。

令和4年の児童福祉法の改正により、要支援児童、要保護児童とその保護者、特定妊婦等（支援を要するヤングケアラー含む）を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事等を援助するヘルパーの派遣（養育支援訪問事業から移管）を行う子育て世帯訪問支援事業、養育環境等の課題を抱える主に学齢期の子どもの居場所となる拠点を開設し、子どもに生活の場を提供するとともに、子どもとその保護者に対しての相談等の支援を行う児童育成支援拠点事業、要支援児童、要保護児童とその保護者、特定妊婦等の親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達状況等に応じた支援を行う親子関係形成支援事業の3事業が創設され、「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけられています。

第二期の実績

妊婦健康診査事業や乳児家庭全戸訪問事業等により養育支援が必要とされた妊産婦を対象に、保健師等が継続して家庭訪問を行い、安心して出産や子育てができる環境づくりに取り組んでいます。

図表5-18 養育支援訪問事業の実績

単位：件

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問延べ件数	0	0	1	3	5

※令和6年度は見込み

第三期の計画

引き続き、養育支援訪問事業を実施し、養育に対する支援が必要な家庭を支援し、虐待の未然防止や早期発見に努めます。また、今後、児童館を整備し、令和7年度中に児童育成支援拠点事業を開始することとしています。

なお、子育て世帯訪問支援事業と親子関係形成支援事業については、必要に応じて、実施を検討します。

図表5-19 養育支援訪問事業等の量の見込みと確保方策

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
養育支援訪問事業					単位：件
①量の見込み	5	5	5	5	5
②確保方策	5	5	5	5	5
児童育成支援拠点事業					単位：人
①量の見込み	1	2	3	3	3
②確保方策	5	5	5	5	5

今後の取り組み等

- ・妊婦健康診査事業や乳児家庭全戸訪問事業等との連携を図り、養育に対する支援が必要な家庭の早期発見と状況把握に努めます。
- ・要保護児童等の支援にあたっては、民生委員・児童委員や関係機関等と連携を図るため、引き続き、要保護児童・DV対策地域協議会を設置し、代表者会議を年1回、実務者会議を年6回、ケース会議を随時開催します。（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）

⑦ 子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業）

育児の不安や負担を軽減するため、子どもや親同士が交流できる場の提供や育児相談等により、身近な地域における子育て支援を総合的に実施する事業です。

第二期の実績

子育て支援センター「おひさま」において、子育てに関する情報提供や相談のほか、親同士が子育てのよろこびや悩みをわかち合うための交流の場や子どもが楽しく学んだり、遊べる場の提供等を行っています。

図表5-20 子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業）の実績 単位：人

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子育て支援センター延べ利用者数	4,883	4,797	7,500	8,346	8,400

※令和6年度は見込み

第三期の計画

引き続き、子育て支援センター「おひさま」において必要な支援を行います。

図表5-21 子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業）の量の見込みと確保方策

単位：人

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	7,649	7,540	7,491	7,332	7,515
②確保方策	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400

今後の取り組み等

- ・ニーズの把握等に努め、必要に応じて、事業内容の充実に向けて検討します。

⑧ 一時保育事業（一時預かり事業）

幼稚園において、通常の教育時間の前後や長期休業期間中など、在園児等を対象に教育（保育）を行う事業と、保護者が冠婚葬祭や通院、育児疲れなどによるリフレッシュ等の理由で、家庭での保育が一時的に困難となった子どもを幼稚園、保育所、認定こども園等において、主に昼間に一時的に預かる事業があります。

第二期の実績

町内の幼稚園4園において、夏休み期間中（一月10日以内）に幼稚園部の児童を対象に実施するとともに、平日（一月14日以内）の午前8時から午後4時（延長は午後6時まで）まで生後10か月以上の保育の対象とならない就学前の子どもを対象に実施しています。また、子育て支援センター「おひさま」内に「一時預かり保育室」を開設し、家庭保育中の保護者のリフレッシュや負担軽減を目的に、幼稚園等に入園していない生後2か月から就学前の子どもを対象とし、火曜日から金曜日までの昼間に一時預かり（1時間単位で3時間以内）を実施しています。

図表5-22 一時保育事業（一時預かり事業）の実績

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園（幼稚園部） 利用児数（人月）	0	4	9	7	7
実施施設数 （か所）	4	4	4	4	4
その他一時保育 利用児数（人月）	2	21	69	86	75
幼稚園 （一時保育）	2	10	3	9	5
一時預かり 保育室		11	66	77	70
実施施設数 （か所）	4	5	5	5	5

※令和6年度は見込み

第三期の計画

引き続き、幼稚園4園と子育て支援センター「おひさま」内に「一時預かり保育室」において提供体制の確保を図ります。

図表5-23 一時保育事業（一時預かり事業）の量の見込みと確保方策

単位：人月

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
幼稚園（幼稚園部） ①量の見込み	8	7	7	7	7
②確保方策	10	10	10	10	10
過不足（②－①）	2	3	3	3	3
その他一時保育 ①量の見込み	72	71	72	70	71
幼稚園 （一時保育）	5	5	6	6	5
一時預かり 保育室	67	66	66	64	66
②確保方策	80	80	80	80	80
過不足（②－①）	8	9	8	10	9

今後の取り組み等

- ・事業の継続実施と拡充に向けては、保育士等の確保が不可欠であることから、ニーズ等を踏まえて慎重に検討します。

⑨ 病児・病後児保育事業（病児保育事業）

病気や病後回復期のため、幼稚園、保育所、認定こども園等で集団保育が困難で自宅療養が必要な間、病院・診療所に付設された専用スペース等で保育を行う事業です。

第二期の実績

岐阜市、北方町、垂井町、関ヶ原町、揖斐川町、大野町と広域利用協定を締結し、町外の11施設と町内の1施設（基本、月・火・水・金曜日の午前8時から午後6時まで）において、1歳から小学校3年生までの子どもを対象に実施しています。

図表5-24 病児・病後児保育事業（病児保育事業）の実績

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用児数 （人月）	7	15	10	80	70
実施施設数 （か所）	11	12	12	12	12

※令和6年度は見込み

第三期の計画

岐阜市、北方町、垂井町、関ヶ原町、揖斐川町、大野町、との広域利用協定を継続し、12施設において提供体制の確保を図ります。

図表5-25 病児・病後児保育事業（病児保育事業）の量の見込みと確保方策 単位：人月

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	69	67	66	65	65
②確保方策	80	80	80	80	80
過不足（②－①）	11	13	14	15	15

今後の取り組み等

- ・事業の周知を図るとともに、必要に応じて、提供体制の拡充に努めます。

⑩ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の援助を行いたい人（提供会員）を会員として、地域における育児を支援する相互援助活動（有償）を行う事業です。

第二期の実績

子育て支援センター「おひさま」にアドバイザーを配置し、一時的に子どもを預かる事業等を行っています。なお、依頼会員は、小学6年生までの子どもの保護者です。

図表5-26 ファミリー・サポート・センター事業の実績

単位：人

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
依頼会員数	225	213	205	175	144
就学前児童	58	50	42	33	31
小学生	167	163	163	142	113
提供会員数	41	41	42	41	41
利用児数	12	73	5	6	10
就学前児童	12	2	5	6	0
小学生	0	71	0	0	10

※令和6年度は見込み

第三期の計画

子どもの数は減少が見込まれるものの、母親の就労状況を考慮し、利用は横ばいで推移すると見込まれます。

図表5-27 ファミリー・サポート・センター事業の量の見込みと確保方策

単位：人

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	18	18	17	16	16
就学前児童	4	4	4	4	4
小学生	14	14	13	12	12
②確保方策	20	20	20	20	20

今後の取り組み等

- ・事業運営の安定化や事業内容の充実を図るとともに、サポート提供会員の確保や育成に努めます。

⑪ 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持と増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施する事業です。

第二期の実績

妊婦健康診査 14 回分と歯科健診 1 回分の受診票（補助券）を妊娠届出時に母子健康手帳とともに交付しています。なお、県外の医療機関に受診する場合は助成金を支給しています。

図表 5-28 妊婦健康診査事業の実績

単位：件

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
妊娠届出件数	115	90	88	97	70
延べ受診件数	1,311	1,445	1,177	1,262	1,045

※令和 6 年度は見込み

第三期の計画

引き続き、受診を促進し、妊婦の健康の保持と増進を図ります。

図表 5-29 妊婦健康診査事業の量の見込みと確保方策

単位：件

区 分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 量 の見 込み	妊娠 届出数	105	105	105	105
	延べ受 診件数	1,470	1,470	1,470	1,400
② 確 保 方 策	妊娠 届出数	105	105	105	105
	延べ受 診件数	1,575	1,575	1,575	1,500

今後の取り組み等

- ・事業の利用を通じて支援が必要な妊婦の早期発見・支援に努めます。

⑫ 産後ケア事業

出産後1年未満の母親と乳児を対象に、産後の育児不安等があったり、特に支援が必要と認められる場合に、健康状態や発育・発達状況のチェック、育児の相談やアドバイス等を行い、必要に応じて訪問型・宿泊型・デイサービス型産後ケアのサービスを提供する事業です。

第二期の実績

保健師等により育児の相談や指導等を行うとともに、町内の医療機関1施設と契約して宿泊型・デイサービス型産後ケアを実施しています。

図表5-30 産後ケア事業の実績

単位：件

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	—	—	5	3	5

※令和6年度は見込み

第三期の計画

既存の1施設との契約を継続し、提供体制の確保を図ります。

図表5-31 産後ケア事業の量の見込みと確保方策

単位：件

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	5	5	6	6	7
②確保方策	5	5	6	6	7
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

今後の取り組み等

- ・事業の周知を図るとともに、提供体制の拡充に努めます。

⑬ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

幼稚園、保育所、認定こども園等に通っていない満3歳未満の子どもが短時間通園するための給付制度で、令和8年度から開始予定となっています。したがって、神戸町においては、子育て支援センター「おひさま」内に「一時預かり保育室」を開設して同様の事業を実施していることから、今後明らかになる事業内容の詳細な情報を収集し、必要に応じて、実施を検討することとします。

⑭ 実費徴収に係る補足給付事業

低所得で生計が困難な世帯が利用する幼稚園、保育所、認定こども園等の利用に係る実費徴収額（日用品・文具等費、副食材料費）の負担軽減を図る事業です。

神戸町では、町内の幼児園4園を利用している3歳児から5歳児までの子どもの給食費を無料にしており、その他の幼稚園、保育所、認定こども園に通園する3歳児から5歳児までの子どもの給食費に対して助成を行っています。

給食費以外の負担軽減については、必要に応じて、検討します。

⑮ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

民間事業者の特定教育・保育施設運営への参入促進にかかる調査研究事業のほか、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等への設置、運営を促進するための事業です。必要に応じて、実施を検討します。

第6章 計画の推進に向けて

1 推進体制

神戸町では、「子ども・子育て支援法」第72条第1項の規定に基づき、「神戸町子ども・子育て会議」を設置し、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業に関する事項をはじめ、子ども・子育て支援施策について審議することとしています。そのため、「神戸町子ども・子育て会議」は、児童福祉、保健、教育などの分野の関係団体等の代表者や有識者などにより構成しています。

この計画の推進にあたっては、「神戸町子ども・子育て会議」を通じ、幅広い意見の共有等により相互に連携を図ることで、総合的かつ計画的に推進していきます。

なお、「こども基本法」第11条の規定を踏まえ、様々な機会を通じ、子どもとその保護者の意見等を把握し、子ども・子育て支援施策への反映に努め、その結果についても「神戸町子ども・子育て会議」に報告します。

2 進捗管理

この計画では、第3章において基本目標ごとに成果目標を掲げています。第2章に示したように、統計データやアンケート結果などにより定期的に子ども・子育てを取り巻く現状や課題を把握し、施策・事業の実施状況とあわせて分析するなど、証拠に基づく子ども・子育て支援施策の推進を図る手法により、進捗管理を実施します。

また、この成果目標の進捗状況とともに、子ども・子育て支援事業の実施状況について、「神戸町子ども・子育て会議」に報告し、意見等を聴取します。さらに、成果目標の進捗状況については、関係団体や町民とも情報を共有し、ともに成果目標の達成をめざすことにより、神戸町の子ども・子育て支援施策の効果的な推進を図ります。

なお、この計画に示した成果目標や子ども・子育て支援事業の量の見込みに対する進捗・実施状況、「神戸町子ども・子育て会議」における審議状況、子どもとその保護者からの意見等、さらには、経済や社会の情勢の変化、国のこども・子育て支援施策のほか、関連する施策の動向などを踏まえ、必要に応じて、計画や施策の見直しを行うなど、適切な施策展開に努めます。

資料編

1 計画策定の経過

年 月	内 容
令和5年12月18日	第1回神戸町子ども・子育て会議 ・第二期計画の変更及び子ども・子育て支援に関するニーズ調査について
令和6年1月9日～22日	子ども・子育て支援に関するニーズ調査 → 概要は5頁参照
令和6年3月19日	第2回神戸町子ども・子育て会議 ・第二期計画の変更及び子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果報告等について
令和7年1月24日	第3回神戸子ども・子育て会議 ・神戸町こども計画（案）について
令和7年1月29日～2月28日	パブリックコメント ・神戸町こども計画（案）について
令和7年1月30日～2月10日	子ども・子育て支援法に基づく岐阜県との協議
令和7年3月17日	第4回神戸子ども・子育て会議 ・神戸町こども計画（案）に関する意見募集（パブリックコメント）の実施結果について ・神戸町こども計画（案）について

2 神戸町子ども・子育て会議

(1) 神戸町子ども・子育て会議条例

平成25年9月18日

条例第14号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、神戸町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 地域において子育て支援を行う者
- (3) 子どもの教育、保育又は養育に関する事業に従事する者
- (4) 学識経験のある者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(神戸町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 神戸町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和38年神戸町条例第21号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則(令和5年条例第7号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(2) 神戸町子ども・子育て会議委員

【委員数】15人

(◎：会長 ○：副会長)

区 分	所属団体及び職名等	氏 名	備 考
学識経験者	神戸町議会議長	西脇 博文	令和5年度
		飯沼 満	令和6年度
	岐阜聖徳学園大学教育学部准教授	◎真鍋 顯久	
	神戸町教育委員（教育長職務代理者）	竹中 照真	
	神戸町教育専門官	西川 直美	
事業に従事する者	神戸町校長会長	中野 由美	令和5年度
		桑井 量茂	令和6年度
	神戸町立幼児園長代表	宮島真知子	
	私立幼稚園事業従事者代表	佐木 謙介	揖斐幼稚園理事長
	神戸町放課後児童クラブ指導員代表	末松 廣子	ひまわり児童クラブ
子どもの保護者	神戸町学校連盟 PTA 会長	谷口珠香峰	令和5年度
		林田 丈祐	令和6年度
	神戸町立幼児園保護者会代表	佐藤 朋美	令和5年度
		中嶋 綾子	令和6年度
保健福祉関係者	神戸町主任児童委員	大場 律子	
	神戸町主任児童委員	稲川 里美	
	神戸町母子保健推進員	五十川ゆり子	
その他 町長が必要と認める者	神戸町青少年健全育成町民会議副会長	○下野 哲郎	令和5年度
		○杉原 龍夫	令和6年度
	子育て支援団体代表	飯田 静世	

敬称略

神戸町こども計画

令和 7 年 3 月

神戸町役場 子ども家庭課

〒503-2392 岐阜県安八郡神戸町大字神戸1111番地

TEL 0584-27-3111（代表）

FAX 0584-27-8443（代表）

URL <https://www.town.godo.gifu.jp/>
